

那賀町

第 2 次教育振興計画

令和 3 年度～令和 12 年度

令和 3 年 3 月

徳島県 那賀町

はじめに

那賀町教育委員会では、「家庭、地域との連携による『生きる力』の育成」「健康、活力、郷土愛をはぐくむ生涯学習の推進」「社会でたくましく生きぬくための人権教育の推進」を基本目標とする那賀町第1次教育振興計画を平成24年3月に策定し、本町教育の目指すべき方向性を示すとともに、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、急速な社会・経済のグローバル化と技術革新の進展等、社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境は一層多様化・複雑化しています。

社会情勢が著しく変革することにより、地域コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅等が懸念されており、教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下等、多くの課題が指摘されています。さらに、学力の向上はもとより、いじめ・不登校等の問題行動の解決に向けた児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応も求められています。

また、これまでに経験したことのない自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症による長期間にわたる学校の臨時休業や分散登校の実施等の予測できない事態においても「学びを止めない、学びを続ける」対応等、これまでになかった事態を経験し、新たな生活様式への対応も求められています。

このような状況において、本町は「新しい時代に対応した、『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現」を基本理念として掲げ、今後予想される社会変動及び教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指すべき那賀町の教育の方向性を示した、令和3年度から令和12年度までの前期・後期それぞれ5年間の本町教育の指針となる「那賀町第2次教育振興計画」を策定いたしました。

本計画を実現するために、「想像力を育み、新たな価値を創造する」「自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く」「知って、感じて、伝える力で、地域が輝く」を基本目標に掲げ、学校・家庭・地域が一体となって施策を推進し、町民の皆さまとともに取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会の委員の皆さまをはじめアンケートの回答やご意見ご提言をいただきました皆さま方に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月
那賀町教育委員会

教育長 岡 川 雅 裕

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の構成	1
4. 計画の期間	2
5. 計画の背景	2
6. 持続可能な社会の実現に向けて	4
【参考】SDGs の各開発目標について	5
第2章 本町の現状と課題	6
1. 本町を取り巻く社会環境	6
2. 本町を取り巻く教育環境	12
3. アンケート調査結果からみえる本町の課題	15
4. 教職員ヒアリング調査結果からみえる本町の課題	26
第3章 本町の目指す教育	32
1. 町の教育理念	32
2. 基本目標	33
3. 施策体系	34
第4章 基本施策	35
目標1 想像力を育み、新たな価値を創造する～家庭×地域～	35
目標2 自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く～子ども×未来～	42
目標3 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～	51
第5章 推進体制	60
1. 全町による施策の推進	60
2. 評価の実施・計画の見直し	60
3. 学校・家庭・地域の協力と連携	60
資料編	61
1. 那賀町教育委員会告示(2.5)要綱公布	61
2. 那賀町教育振興計画 策定経過	63
3. 那賀町(第二次)教育振興計画策定委員会 委員名簿	64

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

那賀町(以下「本町」という。)では、平成 24 年3月に「地域みんながかかわり、子どもの『生きる力』を育てる」「生涯にわたる『学ぶ力』を育て、地域と社会に貢献するたくましい人を育てる」「郷土(ふるさと)を愛し、自他の尊厳を重んじる心を育てる」を基本理念と定めた「那賀町第1次教育振興計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、「家庭、地域との連携による『生きる力』の育成」「健康、活力、郷土愛をはぐくむ生涯学習の推進」「社会でたくましく生きぬくための人権教育の推進」の3つの基本目標のもと、本町教育の向上に取り組んできました。

この間、急速な技術革新による ICT の進化やグローバル化の進展、少子高齢化による人口構造の変化等により、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており、教育のあり方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした中、平成 30 年6月には、国の教育施策のあり方を示す「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画の中では、「我が国は人生 100 年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けて人工知能(AI)やビッグデータの活用等の技術革新が急速に進んでいる」とされており、「生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化」を教育政策の中心課題に据えられています。

こうした社会全体の変化と本町の特性を踏まえ、子どもから大人まですべての人が、人生を豊かに生き抜くために必要な力を身に付ける上で、教育が果たすべき役割がこれまで以上に重要となっていることを強く認識し、本町における教育の推進を図っていくため、今後 10 年間で目指すべき方向や取り組むべき施策について定める「那賀町第2次教育振興計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、教育基本法第 17 条第2項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。計画策定にあたっては「那賀町総合振興計画」をはじめ、国の「教育振興基本計画」、徳島県の「徳島県教育振興計画」、教育関連の法令や本町の施策・事業との整合を図っています。

本計画によって、保護者や住民、地域団体、関係団体等に本町の教育目標や具体的な取り組みを示すことにより、教育活動への理解と協力、積極的な参画を期待するものです。

3. 計画の構成

- ◆ 教育ビジョン:町の教育行政の考え方として、「教育理念」「基本目標」を明らかにした上で、その実現に向けた「施策体系」を示しています。
- ◆ 推進計画:教育ビジョン(基本構想)で定めた施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「施策方針」「主要事業」を示しています。

4. 計画の期間

計画の期間は、教育ビジョンは令和3～12年度の10年間、推進計画は令和3～7年度の前期5年間、令和8～12年度の後期5年となります。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
那賀町 教育ビジョン		10 年										
那賀町 推進計画		前 期 5 年					後 期 5 年					
〔 国 〕 教育振興基本計画		第 3 期		次期計画								
〔 徳島県 〕 教育振興計画		第 3 期		次期計画								

5. 計画の背景

(1) 国の動向

平成 18 年に教育振興基本計画を策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取り組みを進めてきました。

第1期の教育振興基本計画においては、平成 20 年からの 10 年間を通じて目指すべき教育の姿として、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2点を掲げ、計画を推進しました。

その検証結果を踏まえ、第2期の教育振興基本計画においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性を設定し、教育政策を推進してきました。

第3期の教育振興基本計画においては、一人ひとりが豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展に向け、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎつつ、人生 100 年時代における生涯を通じた学びの機会の保障等、2030 年以降の社会の変化を見据え、教育政策の基本的な方針としています。

第3期教育振興基本計画 【今後の教育政策に関する基本的な方針】

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 徳島県の教育政策

徳島県教育委員会では、平成 20 年 10 月に「徳島県教育振興計画」、平成 25 年 3 月に「徳島県教育振興計画(第 2 期)」「阿波っ子みらい教育プラン」、平成 30 年 3 月に「徳島県教育振興計画(第 3 期)」を策定し、県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

また、県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた教育大綱において、平成 27 年 12 月の策定からの社会情勢や教育情勢の変化を踏まえ、令和元年 8 月に新たに徳島教育大綱を策定しました。

徳島教育大綱【5つの重点項目】

- I. 未知への挑戦！未来を創る教育の推進
- II. 夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進
- III. 一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進
- IV. 誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- V. 世界へ飛躍！「徳島ならではの」文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

徳島県教育振興計画(第 3 期)

基本方針：とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

重点項目 I. 地方創生から日本創生へ！「徳島ならではの」教育の推進

- ＜推進項目①＞個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進
- ＜推進項目②＞人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり
- ＜推進項目③＞災害を迎え撃つ防災教育の推進

重点項目 II. 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進

- ＜推進項目①＞確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
- ＜推進項目②＞学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進
- ＜推進項目③＞時代の潮流を見据えた学びの推進

重点項目 III. グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進

- ＜推進項目①＞徳島を愛する心の育成と「とくしま回帰」の促進
- ＜推進項目②＞世界に羽ばたくグローバル人財の育成
- ＜推進項目③＞国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成

6. 持続可能な社会の実現に向けて

「誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会」をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットとして、SDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)が 2015 年に国連で採択されました。貧困問題、気候変動、生物多様性やエネルギー等、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が網羅されており、地域社会においても活用が求められています。



本計画では、SDGs の開発目標の一つである「質の高い教育」を受けることができる環境を提供することはもちろん、持続可能な地域づくりのために各開発目標に携わり、基本理念にもある「可能性を引き出す学びの実現」のための実践へとつなげます。

【参考】SDGs の各開発目標について

開発目標		内容（原文より引用）
目標 1	（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2	（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3	（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4	（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5	（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標 6	（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7	（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8	（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
目標 9	（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る。
目標 10	（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11	（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12	（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13	（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14	（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標 15	（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標 16	（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17	（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

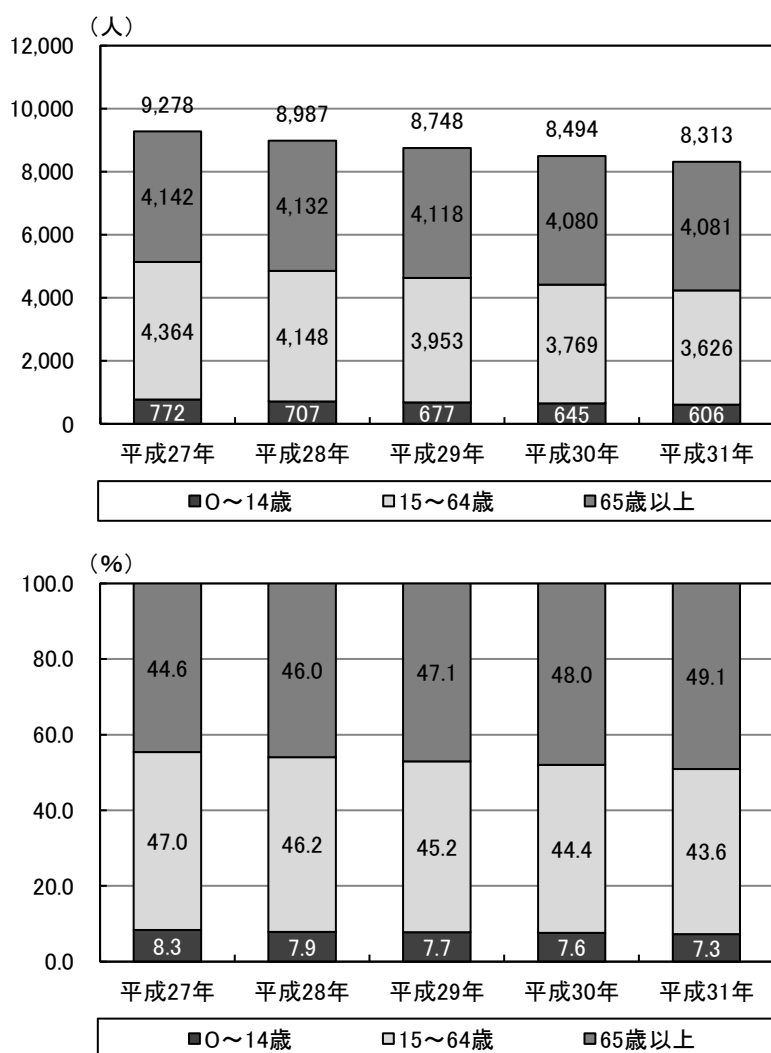
第2章 本町の現状と課題

1. 本町を取り巻く社会環境

(1) 総人口及び3区分別人口の推移

総人口についてみると、年々減少しており、平成31年では平成27年より965人減少の8,313人となっています。

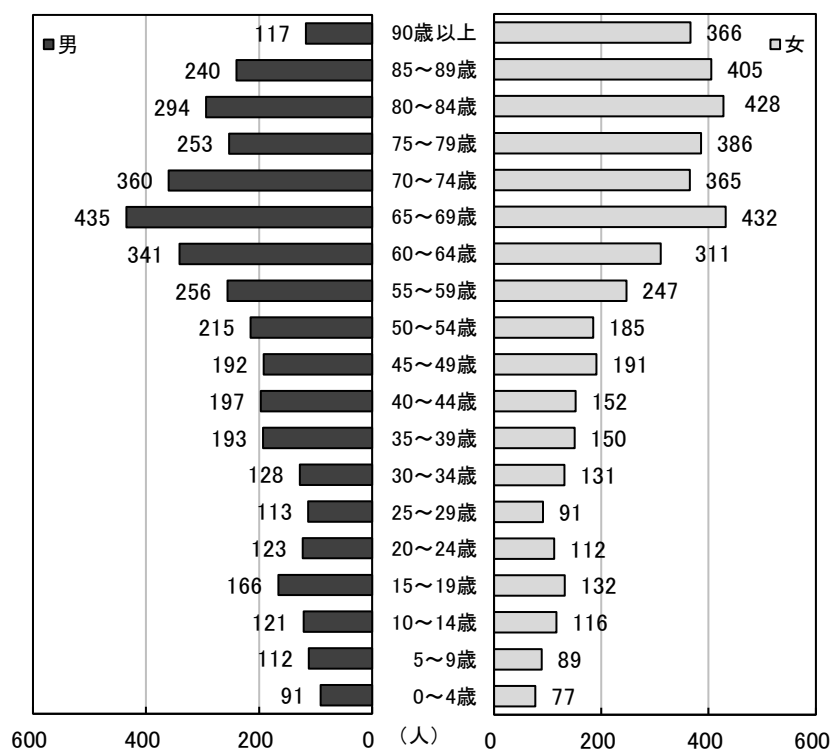
3区分別人口についてみると、65歳以上人口も含め減少傾向となっており、平成31年では0～14歳人口が606人、15～64歳人口が3,626人、65歳以上人口が4,081人となっています。人口は減少傾向であるものの、高齢化率は年々上昇し、平成31年には約5割を占めています。



資料：住民基本台帳

(2)人口ピラミッド(性別・5歳区分別人口)

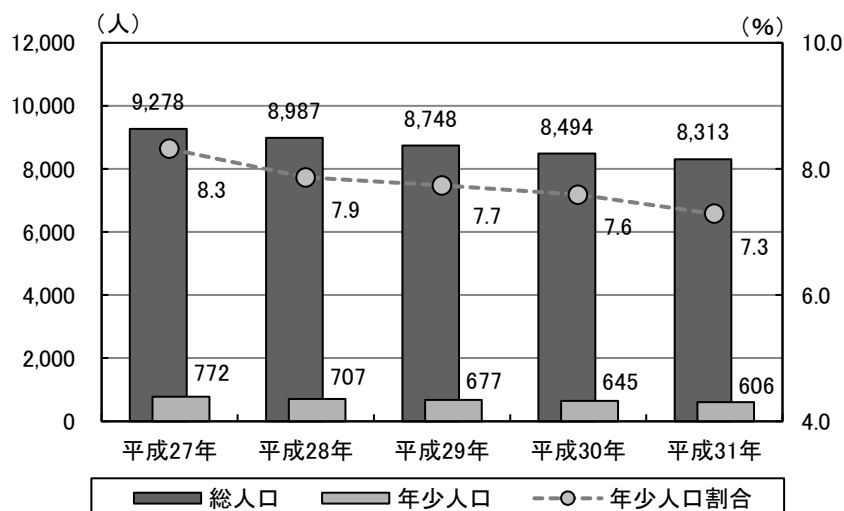
人口ピラミッドについてみると、男性、女性ともに 65～69 歳が最も多く、10 歳未満の子ども数が少なくなっています。また、20 歳代から 30 歳代前半の人口が少なく、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。



資料:住民基本台帳

(3)総人口及び0～14 歳人口の推移

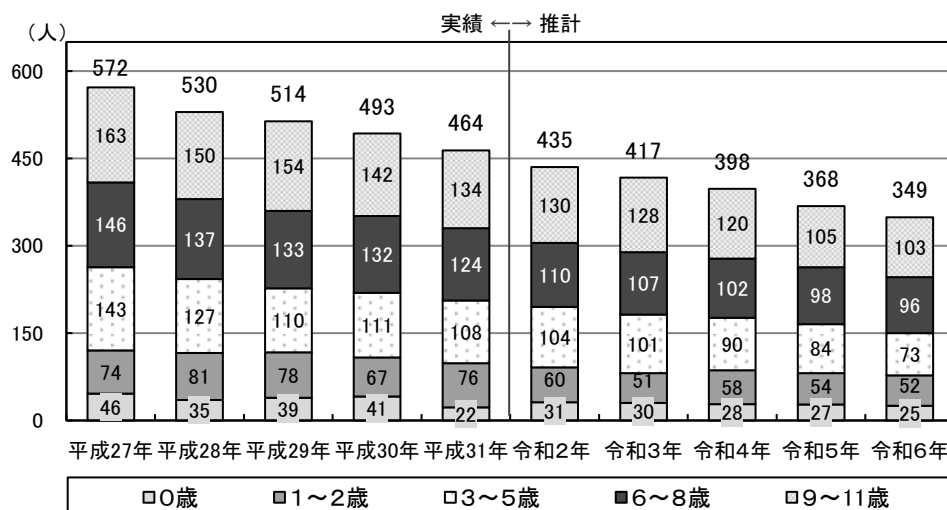
総人口及び0～14 歳についてみると、ともに年々減少しており、また、総人口に占める0～14 歳人口の割合も低下し、平成 31 年では 1.0 ポイント低下の 7.3%となっています。



資料:住民基本台帳

(4) 子どもの人口(0～11 歳)の推移と将来人口の推計

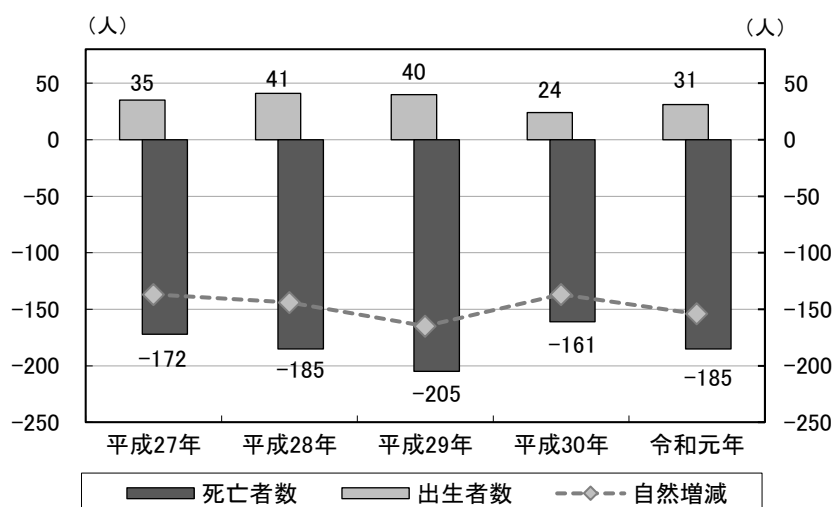
小学校までの子どもの人口(0～11 歳)についてみると、平成 31 年では 464 人となっていますが、令和 6 年には小学校までの子どもの人口(0～11 歳)は 349 人と推定され、減少傾向となっています。



資料：那賀町子ども・子育て支援事業計画より

(5) 自然動態の推移

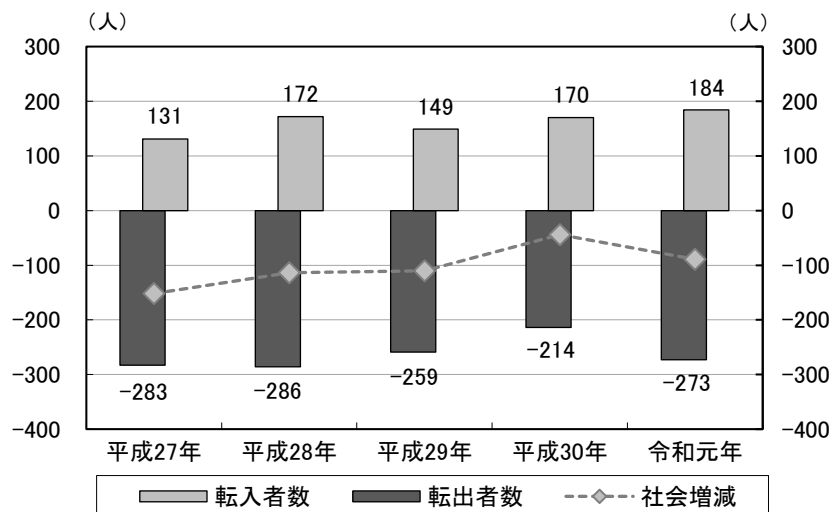
自然動態についてみると、出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。



資料：人口動態調査

(6) 社会動態の推移

社会動態についてみると、転入者数は平成 30 年以降微増していますが、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。



資料: 人口動態調査

(7) 世帯の動向

世帯動向についてみると、「単独世帯数」(29.2%)が最も高く、平成 22 年よりも上昇しています。徳島県や全国の割合と比較すると、本町では「夫婦と子ども(核家族世帯)」(17.3%)の割合が低く、「夫婦のみ(核家族世帯)」(28.5%)や「核家族以外の世帯」(15.8%)の割合が高くなっています。

(単位: 世帯)

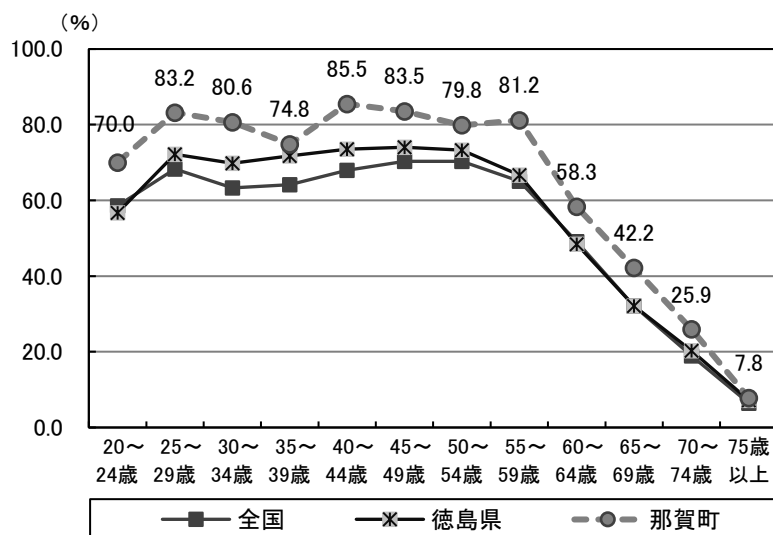
区分		一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非親族を 含む世帯
				核家族世帯				核家族以外 の世帯	
				夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
那賀町	平成 22 年度	3,697	969	1,072	626	31	257	727	15
		100.0%	26.2%	29.0%	16.9%	0.8%	7.0%	19.7%	0.4%
	平成 27 年度	3,472	1,014	991	600	45	250	547	9
		100.0%	29.2%	28.5%	17.3%	1.3%	7.2%	15.8%	0.3%
徳島県		100.0%	32.2%	20.9%	24.8%	1.4%	7.8%	11.9%	0.6%
全国		100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

資料: 国勢調査

※一般世帯数には「世帯の家族類型不詳を含むため、家族類型内訳を合算した値とは一致しない場合があります。

(8) 女性就業率の年代別分布

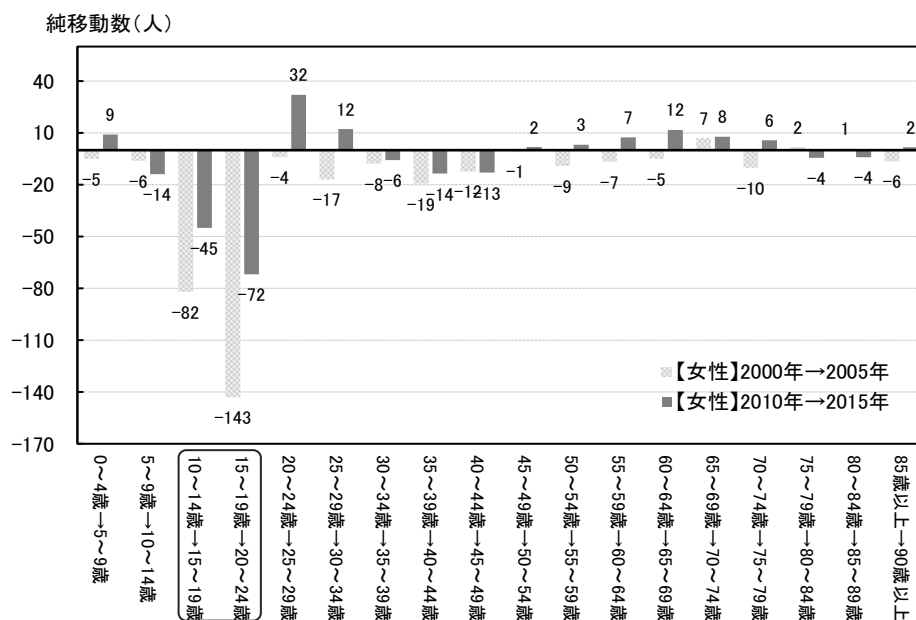
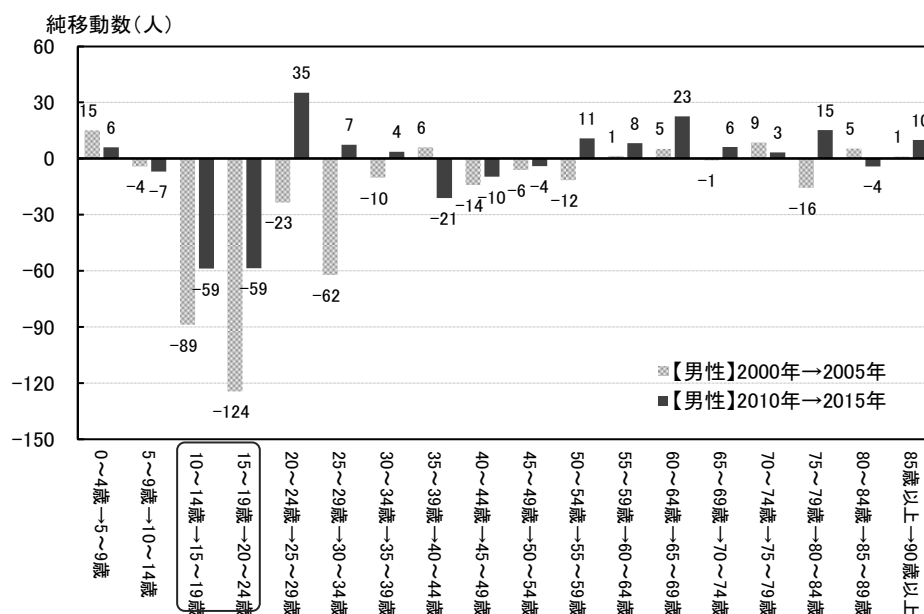
女性の就業率について年齢別でみると、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっていますが、徳島県と全国が上昇傾向にある「35～39 歳」は本町においては低下傾向となっています。



資料: 国勢調査(平成 27 年)

(9) 性別・年齢階級別の純移動数

性別・年齢階級別の純移動数についてみると、男性・女性ともに、高校進学・大学進学に当たる「10～14 歳→15～19 歳」「15～19 歳→20～24 歳」において転出数が増加していますが、2000 年→2005 年と2010 年→2015 年を比較すると、転出幅は減少しています。



資料: 国勢調査

2. 本町を取り巻く教育環境

(1) 幼児教育

◆ 認定こども園利用児童数の推移(毎年度末時点)

単位:人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定こども園数(か所)		4	4	4	4	4
定員数		267	267	267	267	267
入所児童数	合計	206	198	177	171	164
	0 歳児	20	16	18	20	4
	1 歳児	27	28	20	20	29
	2 歳児	23	32	31	23	24
	3 歳児	42	29	36	37	31
	4 歳児	50	42	31	38	38
	5 歳児	44	51	41	33	38
	入所率(%)	77.2	74.2	66.3	64.0	61.4
入所待機児童数		0	0	0	0	0
常勤保育教諭数		39	41	38	36	34

資料: 那賀町すこやか子育て課

(2) 学校教育

◆ 小・中学校の児童・生徒数の推移(毎年度末時点)

単位:人

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	児童数	合計	307	285	282	269	250
		1 年生	44	41	50	40	33
		2 年生	52	42	39	50	37
		3 年生	48	52	41	39	48
		4 年生	53	47	54	40	39
		5 年生	51	52	47	53	40
		6 年生	59	51	51	47	53
	教職員数		62	53	52	48	50
中学校	生徒数	合計	191	173	159	146	140
		1 年生	60	55	47	46	46
		2 年生	60	59	54	47	46
		3 年生	71	59	58	53	48
	教職員数		53	53	54	43	39

資料: 那賀町教育委員会

(3)生涯学習

◆ スポーツ・文化・公民館等施設(令和2年4月1日以降)

種類	施設名	か所数
スポーツ施設	体育館	16 か所
	プール	2 か所
	グラウンド、テニスコート	17 か所
	柔剣道場、艇庫	3 か所
公民館	第1種(受益者負担のない公民館)	11 か所
	第2種(国庫補助または県費補助と受益者負担のある公民館)	10 か所
図書館	図書館、図書室	2 か所(うち、図書室 1 か所)
美術館	那賀町相生森林美術館	1 か所
その他施設	相生ふるさと交流館	1 か所

資料:那賀町教育委員会

(4)町内文化財一覧

◆ 国指定文化財(令和3年3月 31 日時点)

種別	詳細	名称	所在地	指定日
登録 有形文化財	建造物	萬福寺本堂	那賀町延野字寺前 20	H17.2.26
登録 有形文化財	建造物	萬福寺蔵	那賀町延野字寺前 20	H17.2.26
登録 有形文化財	建造物	萬福寺鎮守堂	那賀町延野字寺前 20	H17.2.26
登録 有形文化財	建造物	萬福寺鐘楼	那賀町延野字寺前 20	H17.2.26
天然記念物	植物	沢谷のタヌキハコグサ発生地	那賀町沢谷字亀井谷 34-134-3,34-7	S29.12.25
天然記念物	地質鉱物	坂州不整合	那賀郡那賀町坂州字向工,同字広瀬,同字高山平	H23.2.7
天然記念物	動物	カモシカ	種の指定	S9.5.1(天) S30.2.15(特天)
天然記念物	動物	ヤマネ	種の指定	S50.6.26
重要有形 民俗文化財	—	坂州の舞台	那賀町坂州字広瀬 32	H10.12.16
重要無形 民俗文化財	—	阿波人形浄瑠璃	那賀町、徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦町、 神山町、松茂町	H11.12.21
重要無形 民俗文化財	—	阿波の太布製造技術	那賀町木頭和無田	H29.3.3
重要無形 民俗文化財	—	阿波晩茶の製造技術	那賀町、上勝町、美波町	R3.3.11

資料:那賀町教育委員会

◆ 県指定文化財(令和3年3月 31 日時点)

種別	詳細	名称	所在地	指定日
有形文化財	歴史資料	雲首形位牌(1基)	那賀町和食郷字八幡原 127-1	S31.2.7
有形文化財	歴史資料	雲首形位牌(1組)	那賀町中山字柳澤 47	H2.7.23
名勝	—	鷺敷ラインおよび氷柱観音	那賀町細淵～氷柱観音の間	S30.7.15 H18.11.21 名称変更
天然記念物	植物	ボウランの北限自生地	那賀町和食字町 156-2,157-1,157-2	S38.6.18 H5.12.21 追加
有形文化財	書跡・典籍・古文書	大宮八幡神社大般若經 (600冊)	那賀町鮎川字西宮 9-1	S49.8.30 H18.11.21 名称変更
無形文化財	工芸技術	阿波太布製造技法	那賀町木頭出原字マエダ 34	S59.8.3
名勝 天然記念物	—	剣山並びに亜寒帯植物林	那賀郡那賀町,美馬市木屋平,三好市東祖谷,標高 1700m 以上	S29.1.29 H18.11.21 名称変更

資料:那賀町教育委員会

◆ 那賀町指定文化財(令和3年3月 31 日時点)

種別	詳細	名称	所在地	指定日
無形民俗	—	吹筒花火	—	H9.4.18 H15.7.14 H25.5.22 名称変更
無形民俗	—	中山盆神踊り	—	〃
天然記念物	—	正光寺観音杉	那賀町平野	S54.2.27
史跡	—	梶浦与四郎の墓	那賀町西納	〃
史跡	—	兵助の墓	那賀町延野	〃
史跡	—	勝郎太の墓	那賀町大久保	〃
有形文化財	美術工芸	人形芝居の頭(41 頭)	那賀町竹が谷	S55.2.28
有形文化財	美術工芸	当麻曼荼羅軸	那賀町延野字寺前 20	S63.8.19
有形文化財	美術工芸	熊野曼荼羅軸	那賀町延野字寺前 20	〃
有形民俗	—	七福神引幕	那賀町入野	H2.10.2
有形民俗	—	竜水引	那賀町入野	〃
有形文化財	彫刻	神像(4体)	那賀町鮎川	H15.1.14
有形文化財	建造物	仁王門	那賀町平野	〃
有形文化財	建造物	観音堂	那賀町平野	〃
有形文化財	建造物	辺川神社本殿	那賀町平野	H16.9.3
史跡	—	延野城址	那賀町延野	H17.1.30
天然記念物	—	神領百合	那賀町東尾、白石	S48.6.1
有形文化財	—	仏像・十一面観音他(5体)	那賀町白石	〃
有形文化財	—	板碑・阿弥陀三尊(3基)	那賀町長安	〃
有形文化財	—	板碑・阿弥陀三尊	那賀町白石	〃
天然記念物	—	冬桜	那賀町海川	S50.10.1
天然記念物	—	冬桜	那賀町海川	〃
有形文化財	—	農村舞台	那賀町拝宮(白人神社)	H3.6.1
天然記念物	—	大杉	那賀町拝宮(白人神社)	〃
有形文化財	—	農村舞台他	那賀町川俣(礫神社)	〃
有形民俗	—	那伊瀬託宣記	木沢歴史民俗資料館	S49.6.27
有形民俗	—	天正検地帳	木沢歴史民俗資料館	S59.6.1
有形民俗	—	天正検地帳	那賀町阿津江	〃
有形民俗	—	棟附帳	那賀町役場木沢支所	S46.6.27
有形民俗	—	地藏菩薩像	那賀町沢谷字堂中	S59.6.1
有形民俗	—	板碑	那賀町沢谷字堂中	S61.6.25
有形民俗	—	仁王尊	那賀町阿津江字黒滝山	S59.6.1
有形民俗	—	鰐口	木沢歴史民俗資料館	S49.6.27
有形民俗	—	鏡	木沢歴史民俗資料館	〃
有形民俗	—	木地皿	木沢歴史民俗資料館	S59.6.1
天然記念物	—	神領百合	那賀町	〃
天然記念物	—	名木灯明杉	那賀町阿津江字黒滝山	〃
天然記念物	—	名木大栃	小畠神社境内	〃
天然記念物	—	五倍木の一本杉	那賀町掛盤	S49.6.27
名勝	—	ほら貝の滝	那賀町岩倉字槍戸	〃
名勝	—	大釜の滝	那賀町沢谷字釜ヶ谷	〃
名勝	—	千本滝	那賀町木頭名	S50.6.20
有形文化財	建造物	吉野神社本殿	那賀町木頭南宇字ムカイダ 6	H16.9.9
有形文化財	絵画	涅槃像掛軸	那賀町木頭出原字テラト 12	S53.7.6
有形文化財	工芸品	刀剣(海部氏次作)	那賀町木頭北川	S55.4.21
有形文化財	工芸品	刀剣(脇差)	那賀町木頭北川字船谷 74	S61.5.8
有形文化財	工芸品	刀剣(短刀)	那賀町木頭北川字船谷 74	S61.5.8
有形文化財	書跡	大般若経	那賀町木頭出原字テラト 12	S53.7.6
有形文化財	古文書	打物焼刃秘伝書	那賀町木頭北川	S55.4.21
有形文化財	古文書	北岡家系伝書	那賀町木頭北川	S55.4.21
有形文化財	古文書	蜂須賀家政文書	那賀町木頭出原	S56.11.16
有形文化財	歴史資料	検地帳	那賀町木頭出原字マエダ 34	S56.11.16
有形文化財	歴史資料	棟付帳	那賀町木頭出原字マエダ 35	S56.11.16
天然記念物	—	蟬谷神社大杉	那賀町木頭助字蟬谷	S56.11.16
天然記念物	—	和無田八幡神社門杉群	那賀町木頭和無田字ヨシノ	S56.11.16

資料: 那賀町教育委員会

◆ 巡視が必要な埋蔵文化財包蔵地(令和3年3月 31 日時点)

種別	詳細	名称	所在地	徳島県遺跡地図 作成年月日
—	—	古屋岩陰遺跡	古屋字堂見谷 3-2	H18.3.31

資料: 那賀町教育委員会

3. アンケート調査結果からみえる本町の課題

(1) 調査概要

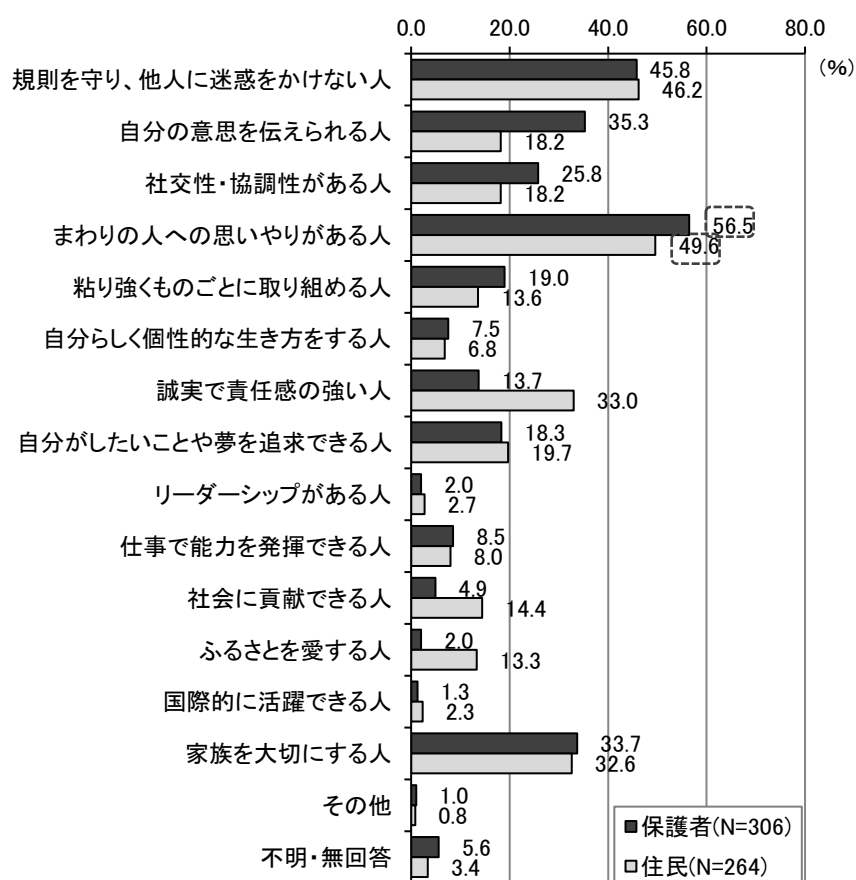
- 調査対象者：一般住民 [那賀町にお住まいの 18 歳以上の住民]
小・中学生保護者 [小・中学生のお子さんをお持ちの保護者]
- 調査期間：令和2年9月 28 日～令和2年 10 月 15 日
- 調査方法：一般住民 [郵送による配布・回収]
小・中学生保護者 [学校を通じて配布・回収]

調査票対象	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
一般住民	500 件	264 件	52.8%
小・中学生保護者	376 件	306 件	81.4%

(2) 調査結果

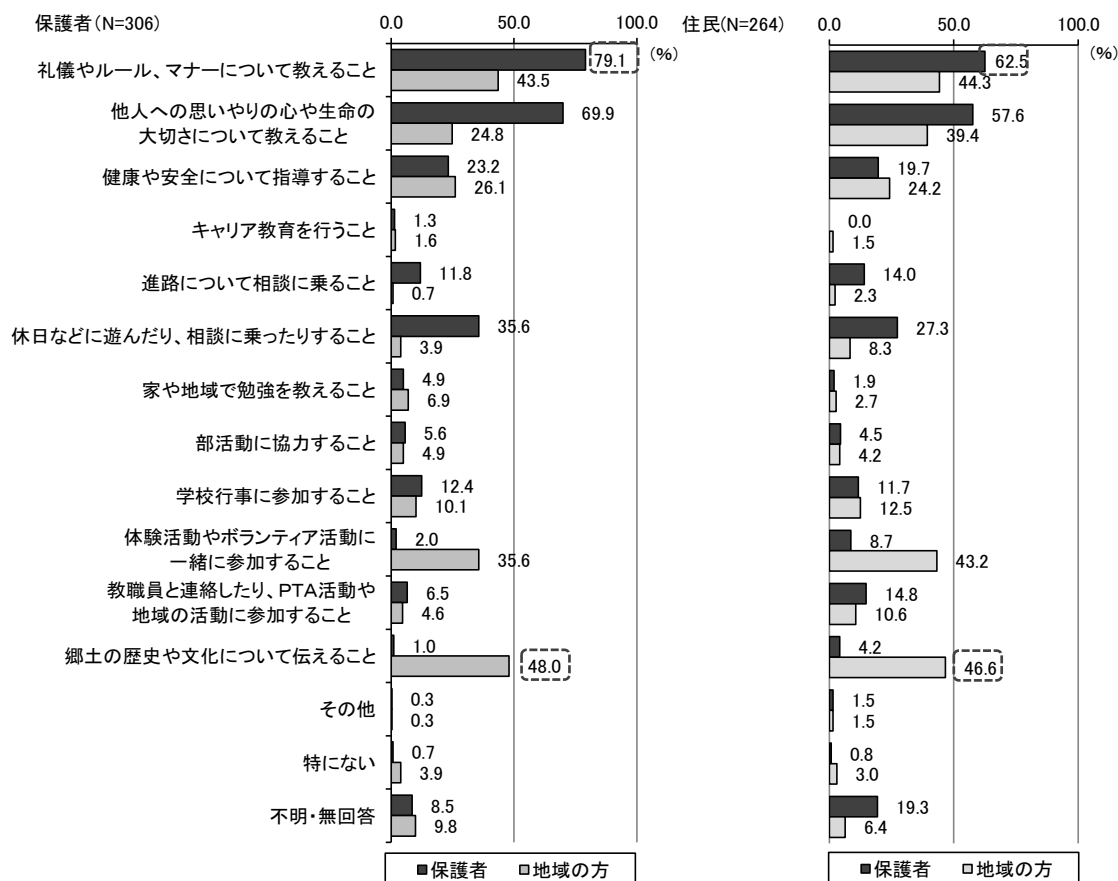
◆ 子どもに望む将来像 [住民・保護者]

子どもに将来どのような人になってもらいたいと思うかについてみると、保護者・住民ともに「まわりの人への思いやりがある人」が最も高くなっています。



◆ 保護者・地域の方が主に担うべきこと [住民・保護者]

保護者・地域の方が主に担うべきことについてみると、保護者・住民ともに保護者の方が主に担うべきことでは「礼儀やルール、マナーについて教えること」、地域の方が主に担うべきことでは「郷土の歴史や文化について伝えること」が最も高くなっています。



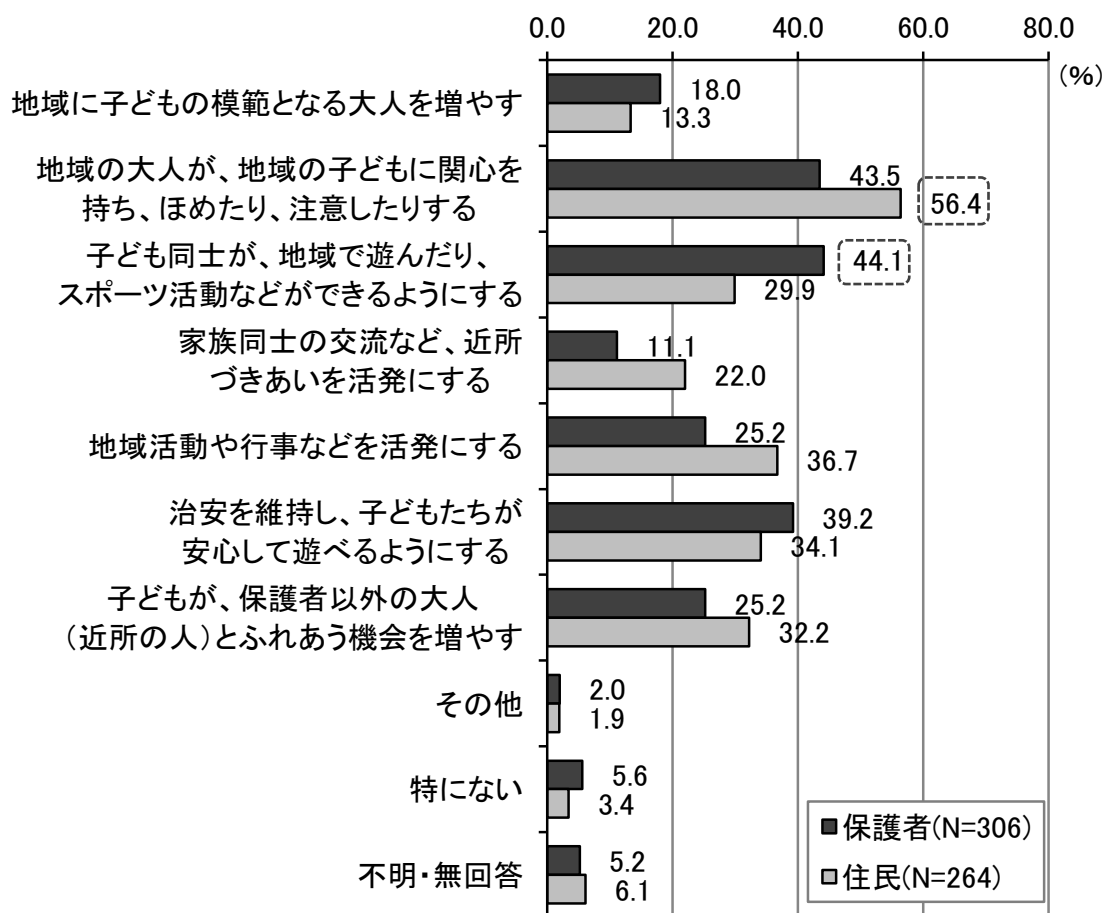
◆ 家庭と地域のかかわりの変化 [保護者]

子どものときに比べ、家庭と地域とのかかわりが変化していると思うかについてみると、「かかわりが弱くなっている」が最も高くなっています。



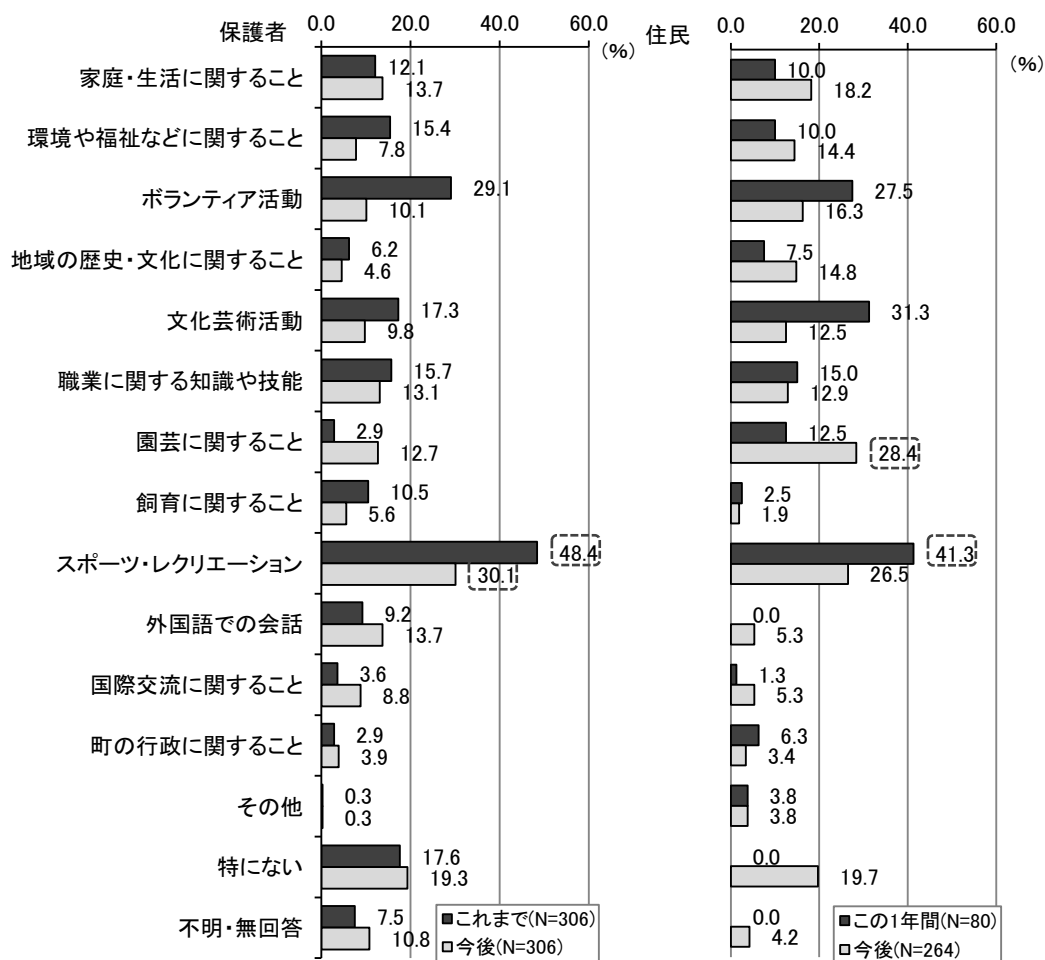
◆ 地域の教育力を高めるために必要な取り組み [住民・保護者]

地域の教育力を高めるために必要な取り組みについてみると、保護者では「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」、住民では「地域の大人が、地域の子どもの関心を持ち、ほめたり、注意したりする」が最も高くなっています。



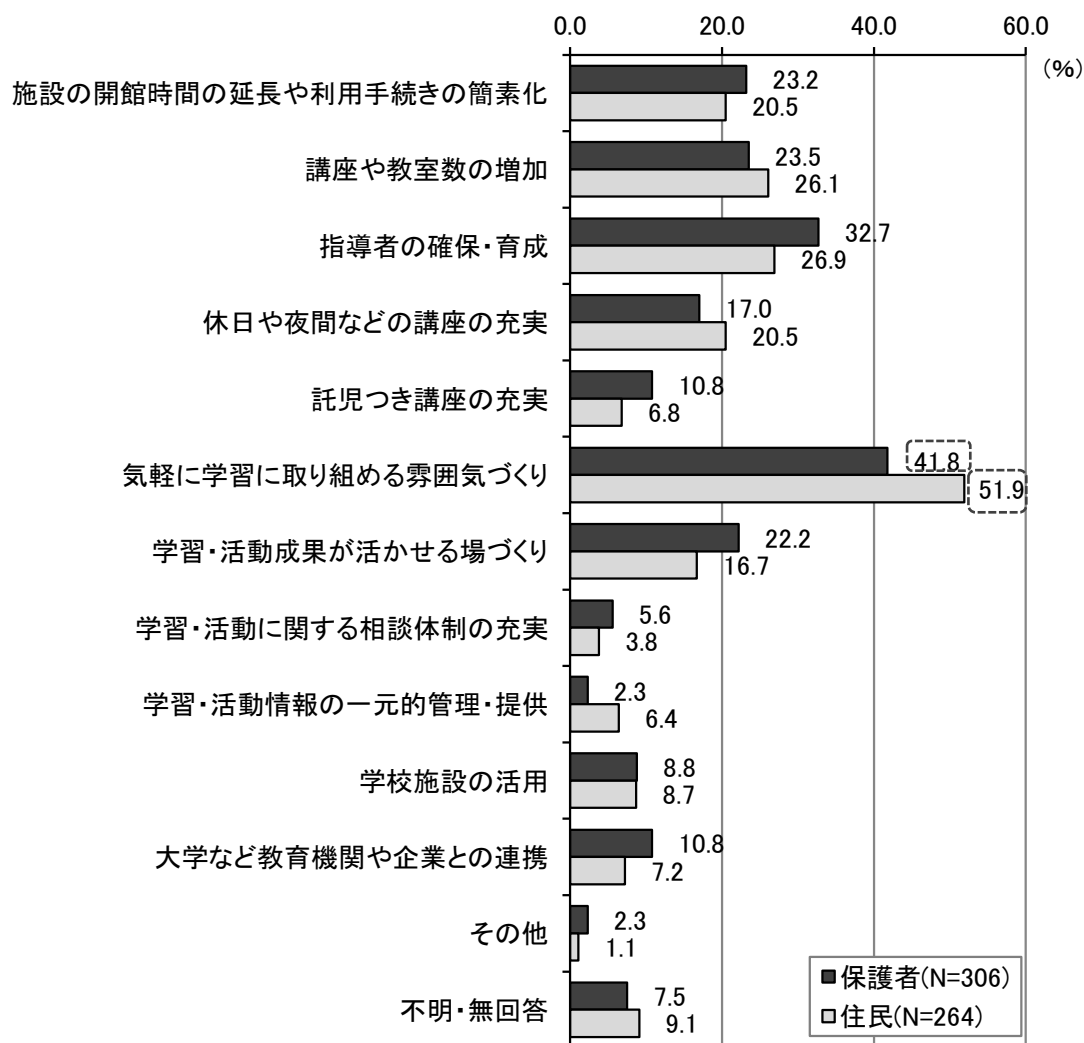
◆ 習い事や学習活動の分野について [住民・保護者]

したことがある習い事や学習活動の分野についてみると、保護者・住民ともに「スポーツ・レクリエーション」が最も高く、今後やりたい習い事や学習分野についてみると、保護者では「スポーツ・レクリエーション」、住民では「園芸に関すること」が最も高くなっています。



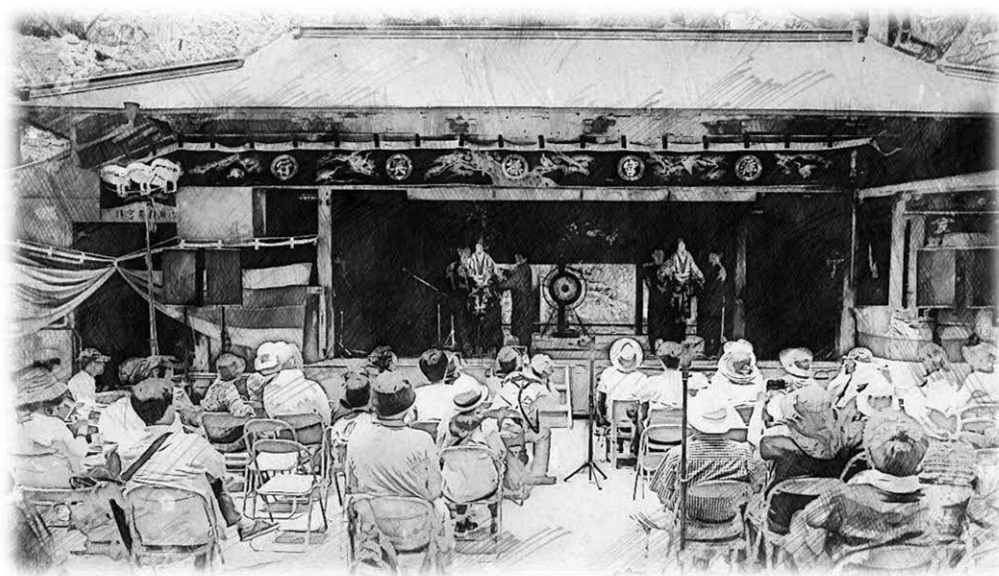
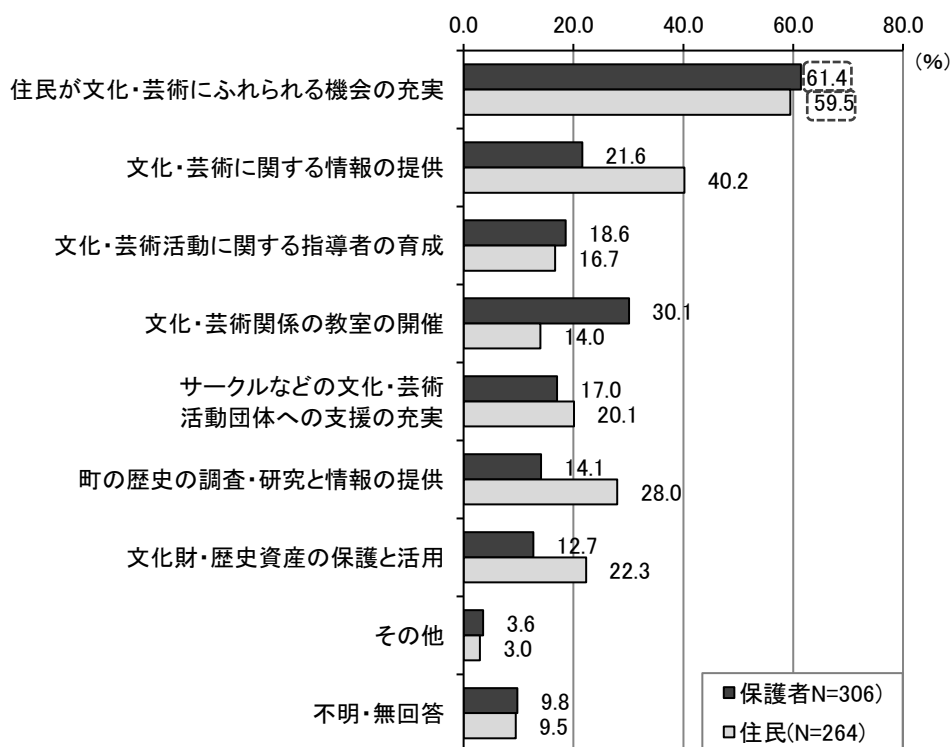
◆ 生涯学習の一環として、学びたいときに学べるようにするための取り組み [住民・保護者]

生涯学習の一環として、人々が学びたいときに学べるようにするために、どのようなことに力を入れるべきかについてみると、保護者・住民ともに「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」が最も高くなっています。



◆ 那賀町の文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取り組み [住民・保護者]

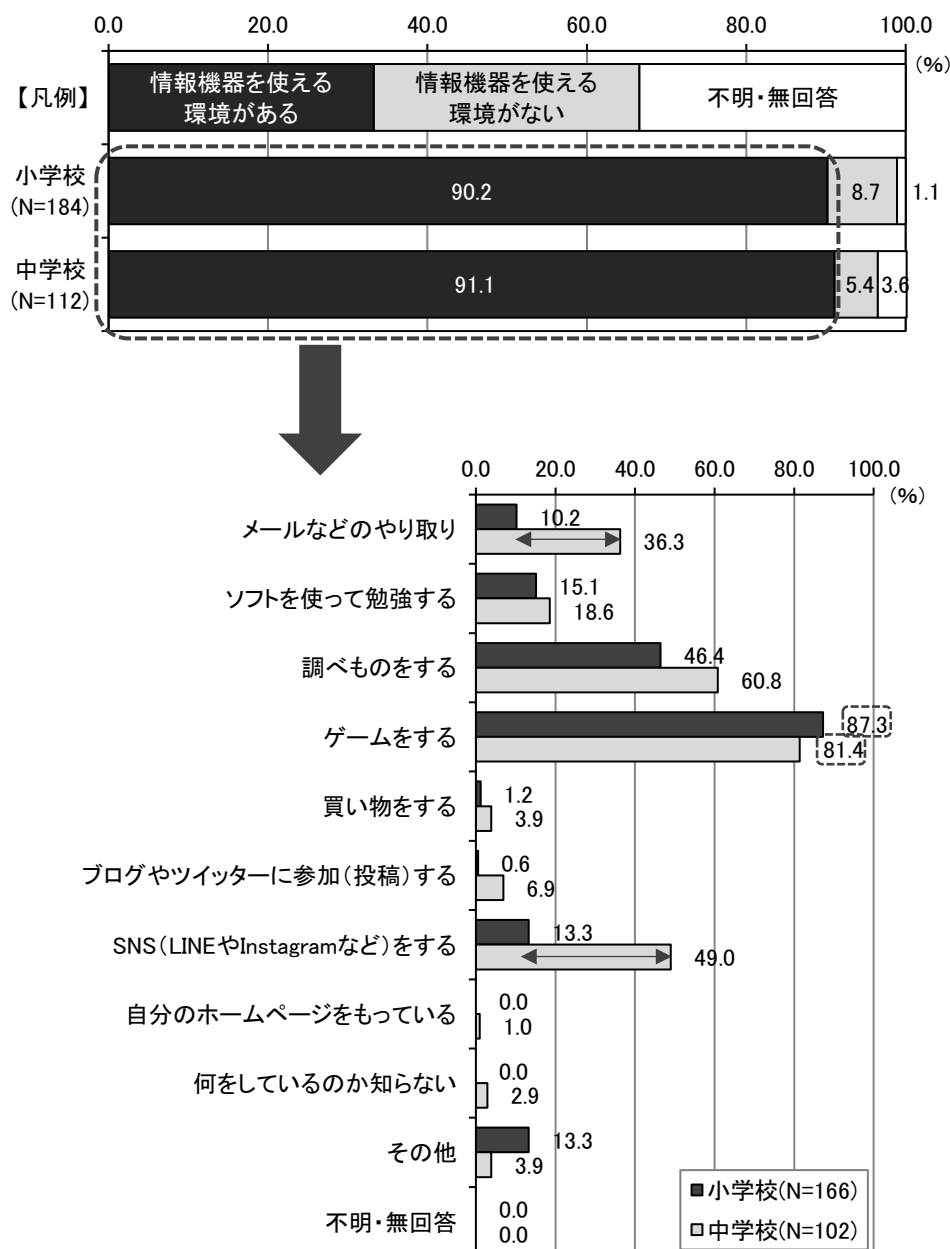
那賀町の文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取り組みについてみると、保護者・住民ともに「住民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。



◆ お子さんのインターネット接続環境・情報機器使用用途 [保護者]

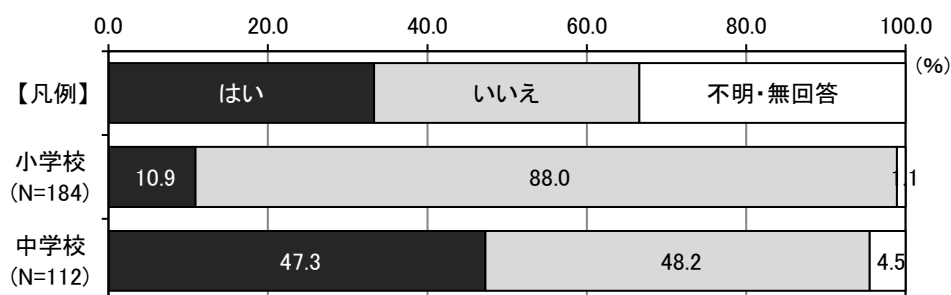
お子さんがインターネット接続している情報機器を使える環境があるかどうかについてみると、小学校・中学校ともに9割を占めています。

また、情報機器を使って何をしているかについてみると、小学校・中学校ともに「ゲームをする」が最も高くなっていますが、「メールなどのやり取り」「SNS(LINE や Instagram など)をする」において中学校では小学校より25～35 ポイント高くなっています。



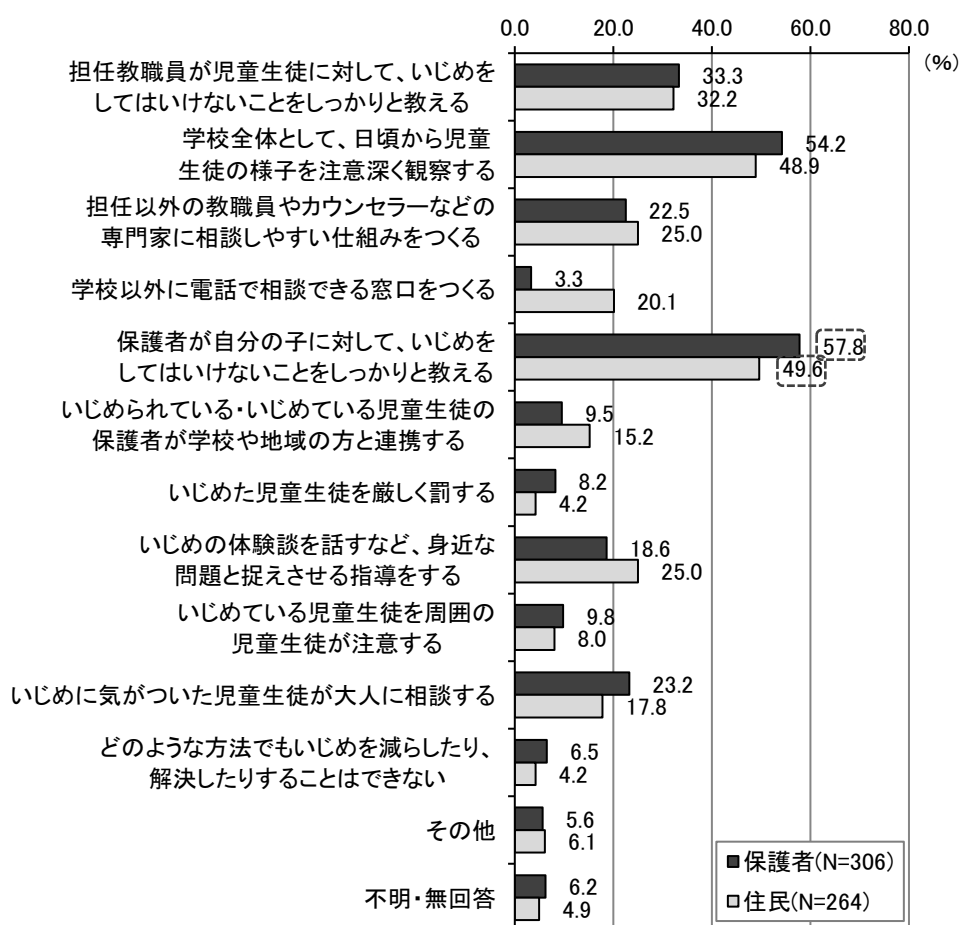
◆ お子さんの携帯電話・スマートフォン所持状況 [保護者]

お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせているかについてみると、小学校では「いいえ」が約9割を占めている一方、中学校では「はい」と「いいえ」がほぼ同じ割合となっています。



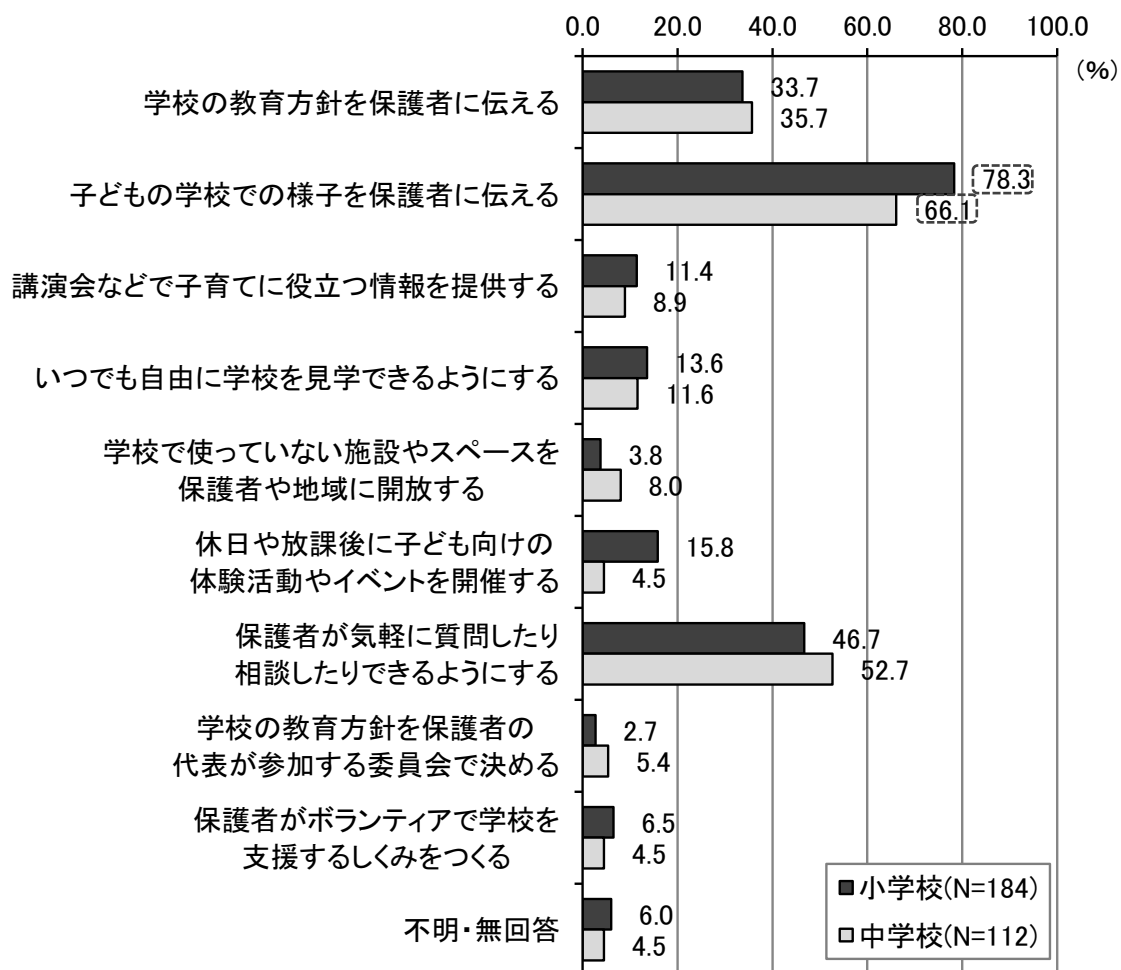
◆ いじめの予防や解消について大切だと考えること [住民・保護者]

いじめの予防や解消について特に大切だと考えることについてみると、保護者・住民ともに「保護者が自分の子に対して、いじめをしてはいけないことをしっかりと教える」が最も高くなっています。



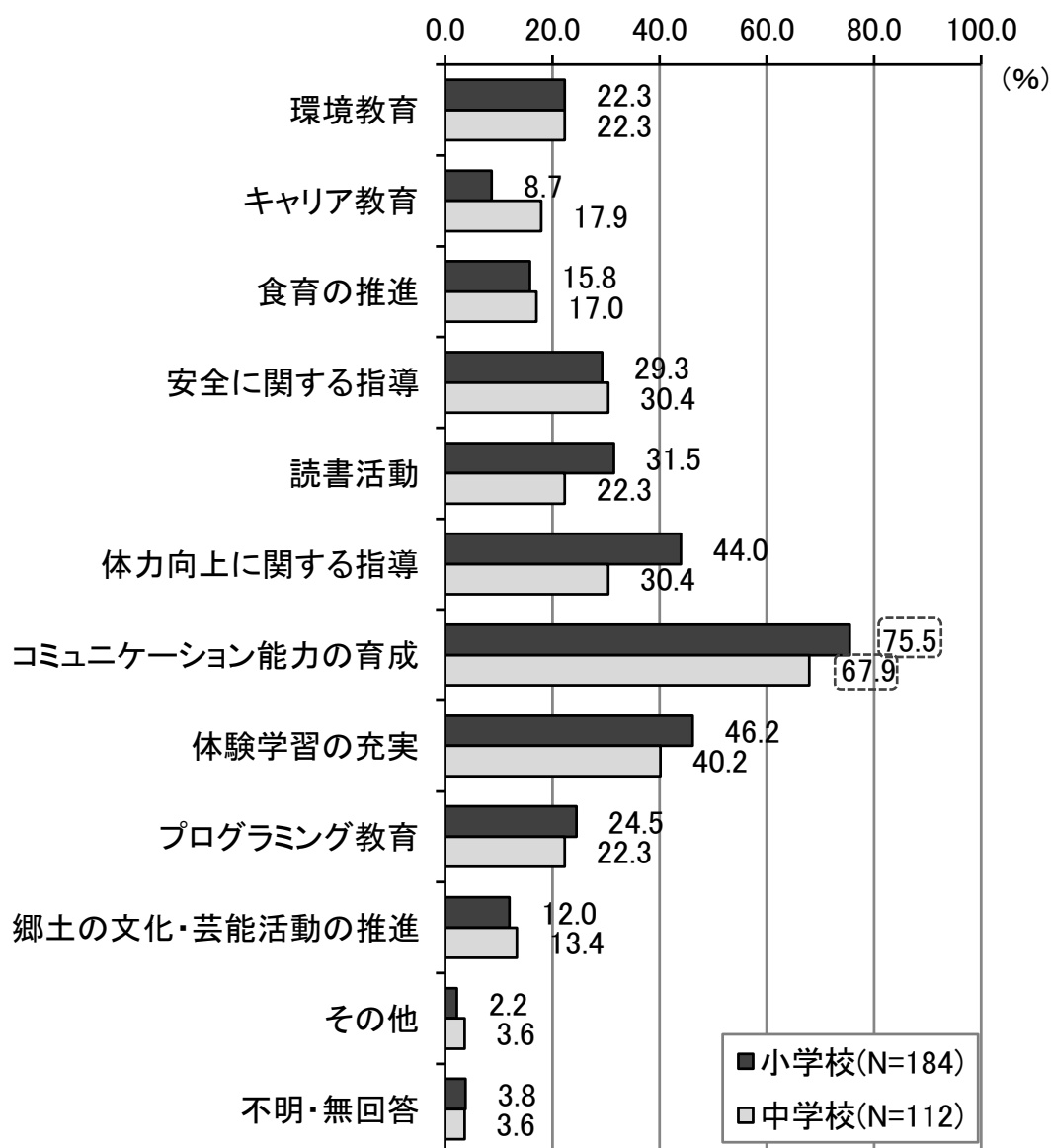
◆ お子さんが通っている学校に望むこと [保護者]

お子さんが通っている学校に望むことについてみると、小学校・中学校ともに「子どもの学校での様子を保護者に伝える」が最も高くなっています。



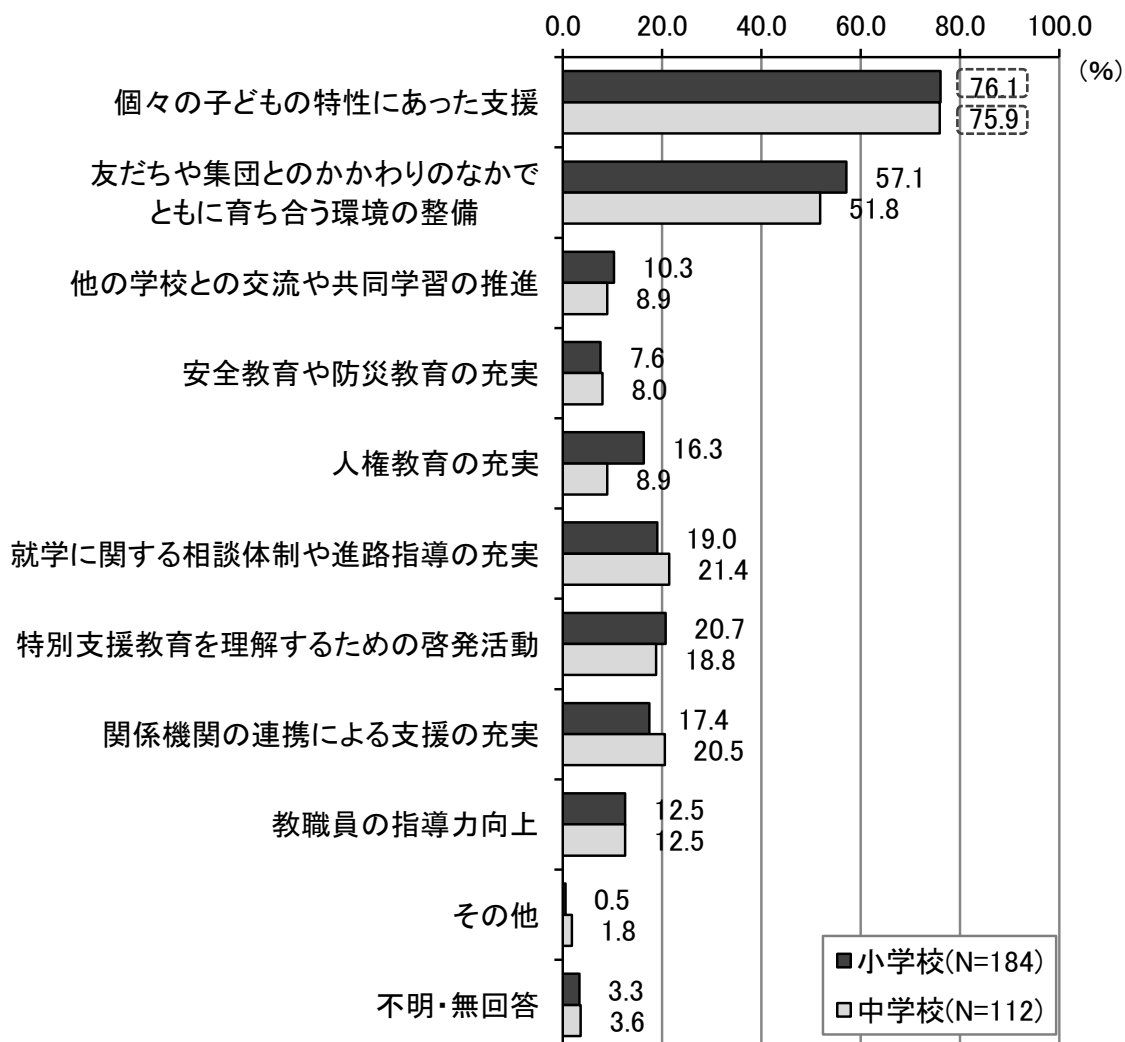
◆ 学習活動以外に今後特に重点的に取り組むべきもの [保護者]

各教科の学習活動以外に今後特に重点的に取り組むべきものについてみると、小学校・中学校ともに「コミュニケーション能力の育成」が最も高くなっています。



◆ 特別支援教育について那賀町として取り組むべきこと [保護者]

特別支援教育について那賀町として取り組むべきことについてみると、小学校・中学校ともに「個々の子どもの特性にあった支援」が最も高くなっています。



4. 教職員ヒアリング調査結果からみえる本町の課題

(1) 調査概要

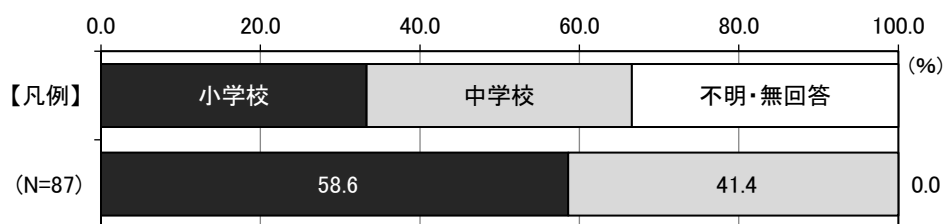
- 調査対象者：那賀町内で勤務している教職員
- 調査期間：令和2年12月7日～令和2年12月18日
- 調査方法：勤務する学校経由にて配布・回収

調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
102 件	87 件	85.3%

(2) 調査結果

◆ 勤務先 [教職員]

勤務先についてみると、「小学校」が 58.6%、「中学校」が 41.4%となっています。



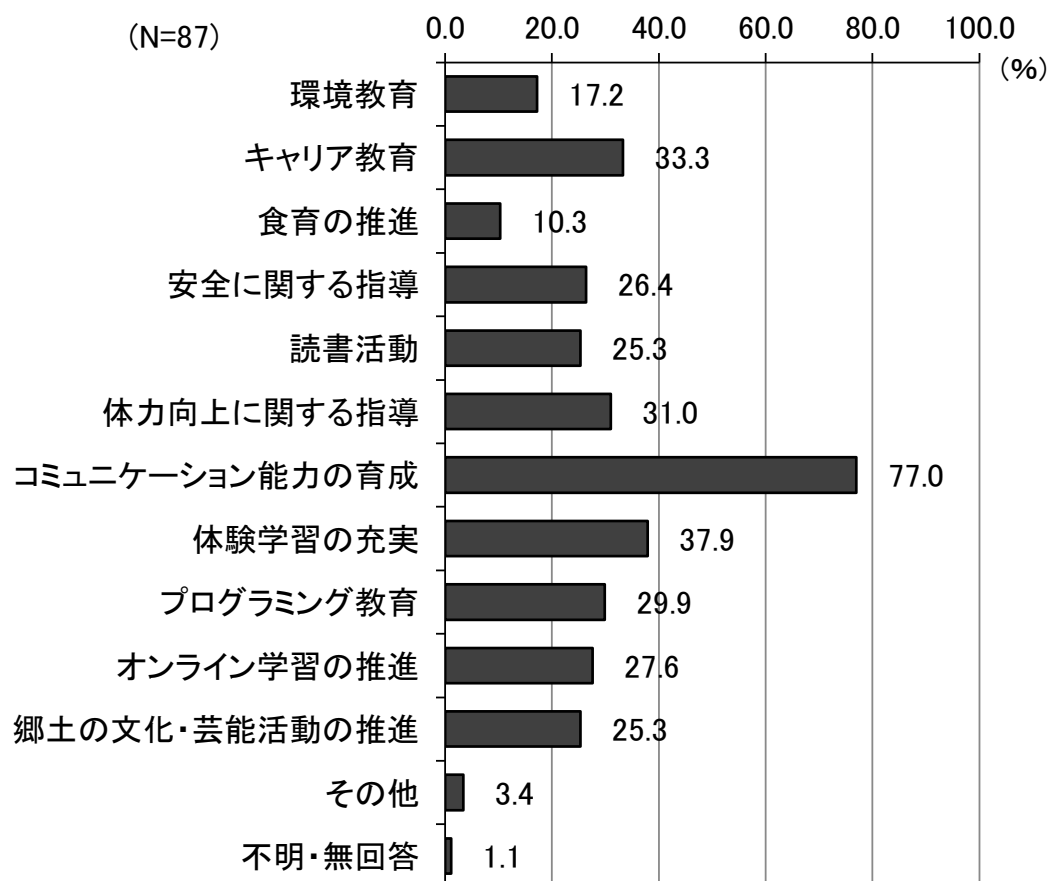
◆ 職務の忙しさ [教職員]

ご自身の職務について、どれくらい忙しいと感じているかについてみると、「つねに忙しい」「時期によって忙しい」が 47.1%と最も高く、次いで「あまり忙しくない」が 3.4%、「まったく忙しくない」が 1.1%となっています。



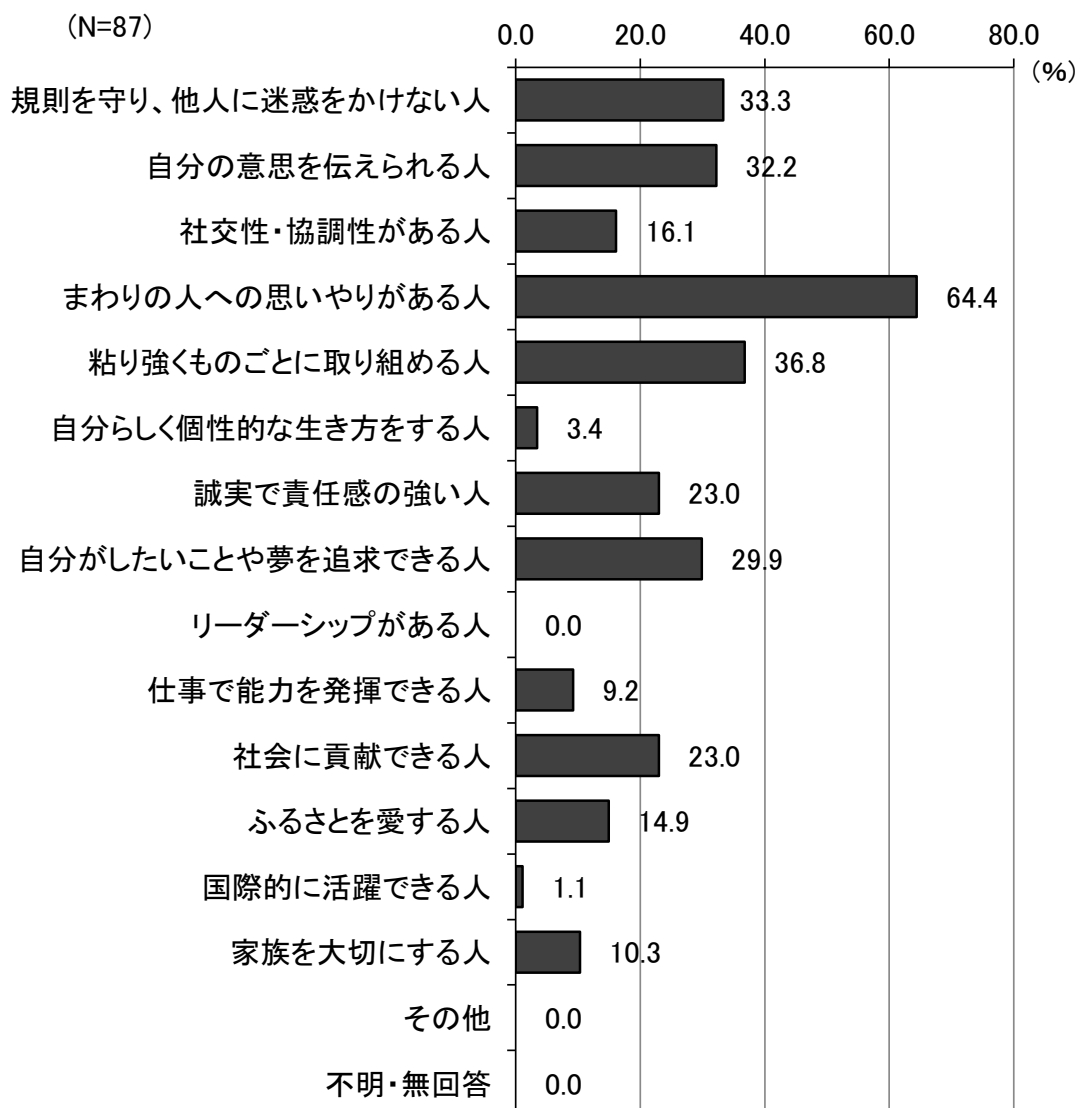
◆ 学習活動以外に今後特に重点的に取り組むべきもの [教職員]

各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきものについてみると、「コミュニケーション能力の育成」が 77.0%と最も高く、次いで「体験学習の充実」が 37.9%、「キャリア教育」が 33.3%となっています。



◆ 子どもに望む将来像 [教職員]

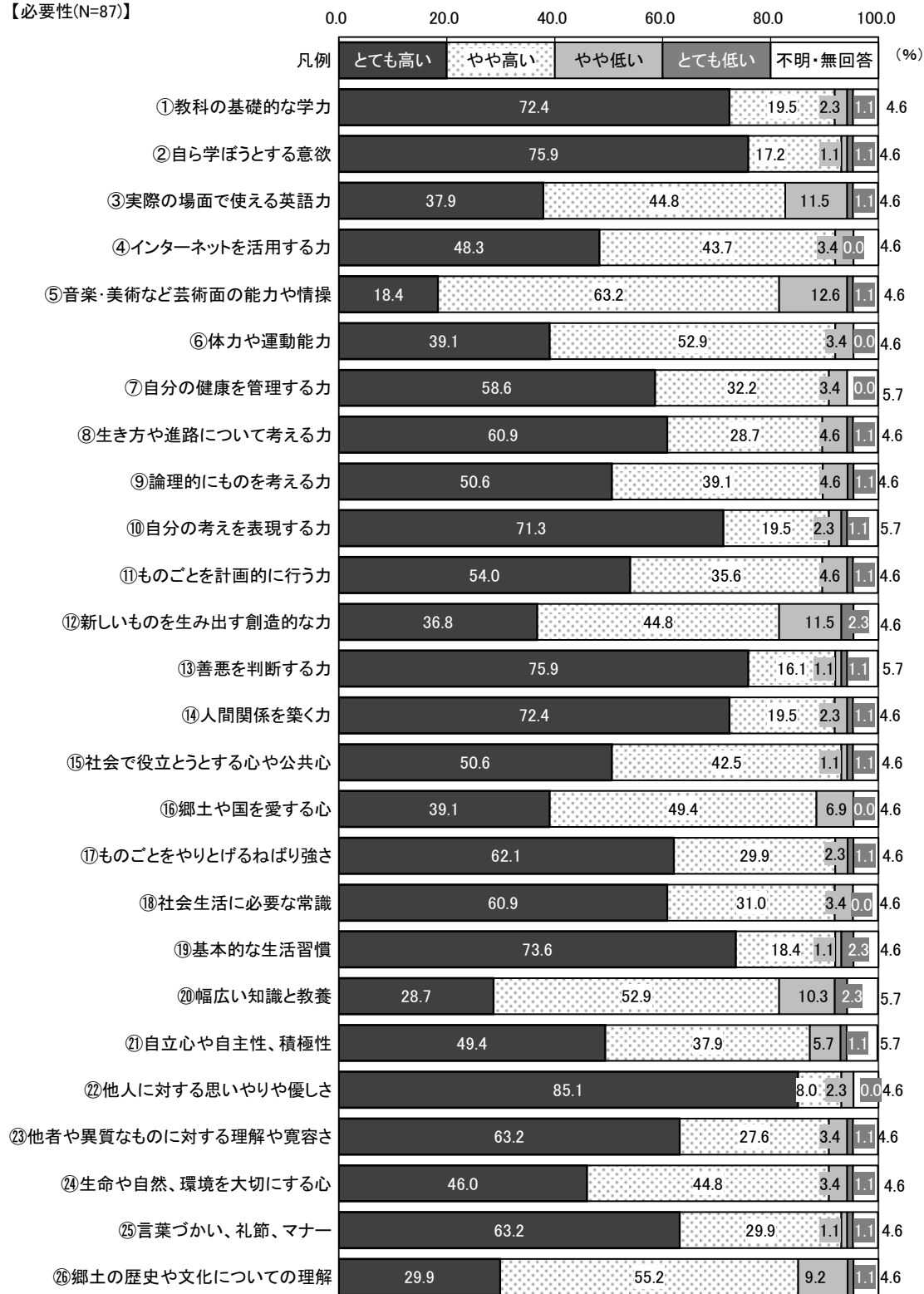
児童生徒に将来どのような人になってもらいたいと思うかについてみると、「まわりの人への思いやりがある人」が 64.4%と最も高く、次いで「粘り強くものごとに取り組める人」が 36.8%、「規則を守り、他人に迷惑をかけない人」が 33.3%となっています。



◆ それぞれの能力や態度を身につける必要性 [教職員]

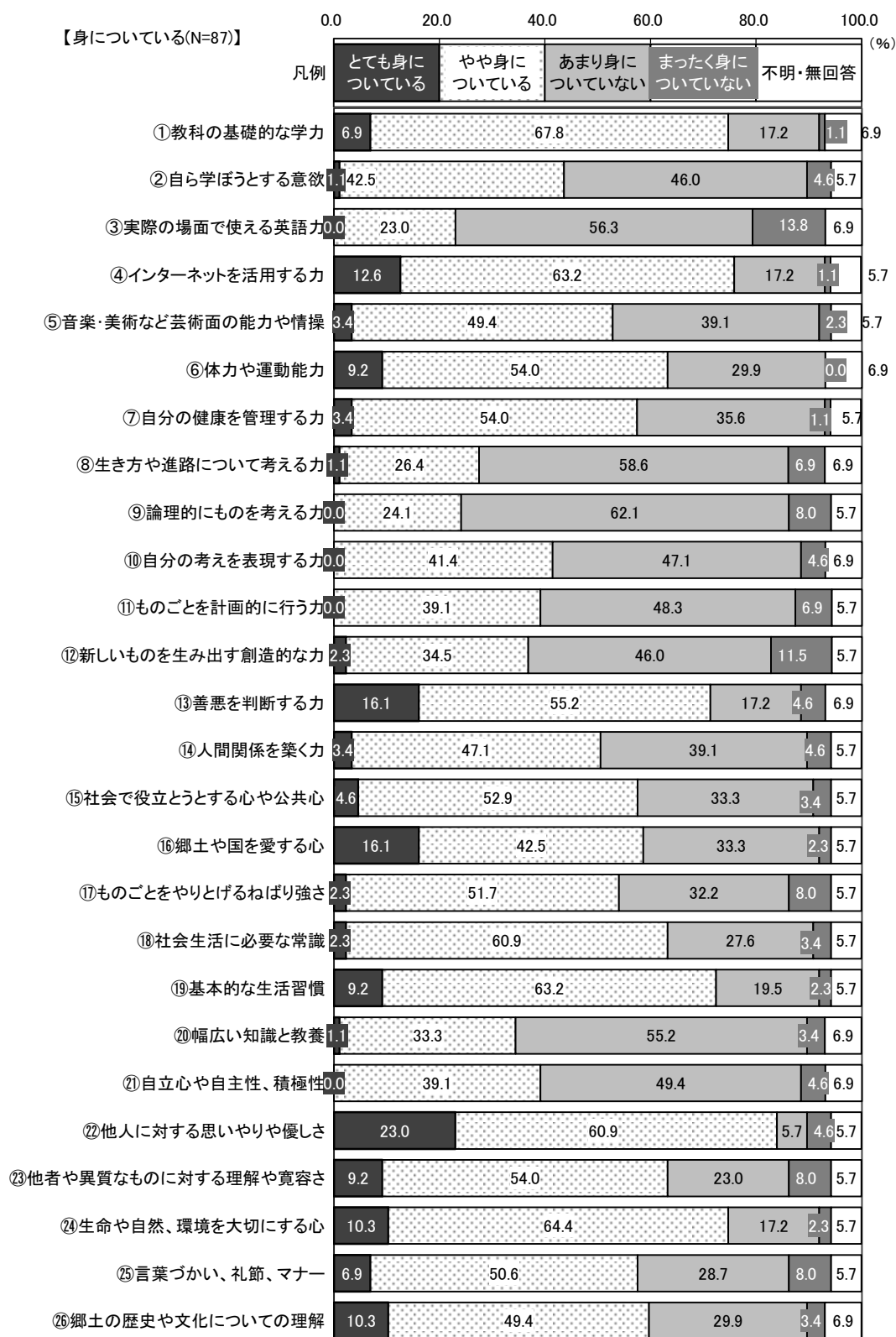
主に学校教育の中で身につける必要性が高いと思う能力や態度についてみると、『とても高い』では「②他人に対する思いやりや優しさ」が 85.1%と最も高くなっています。

【必要性(N=87)】



◆ それぞれの能力や態度が年齢に応じて実際に身についているか [教職員]

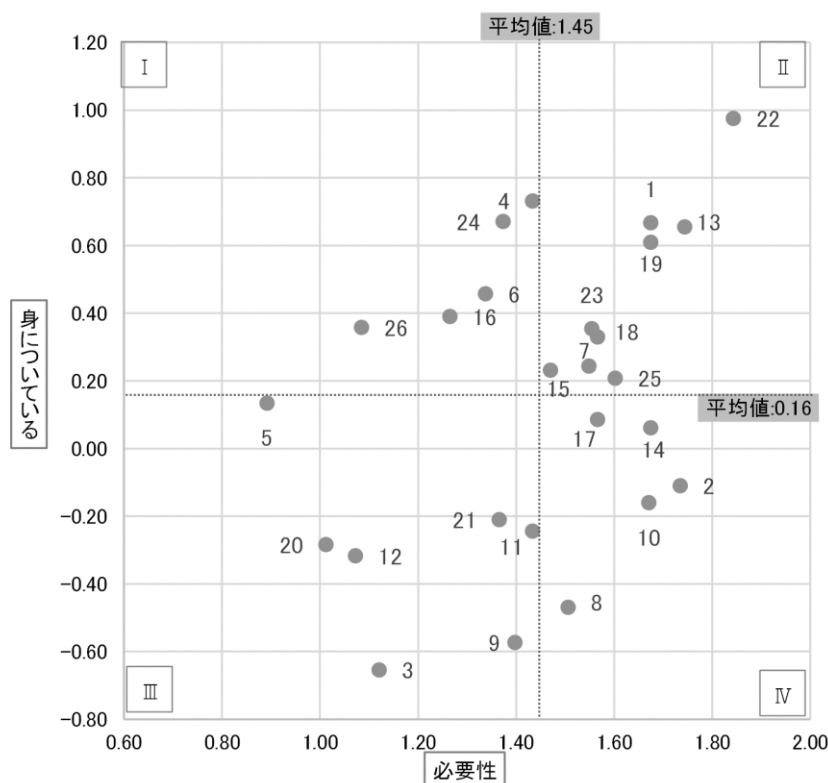
年齢に応じて実際に身についていると思う能力や態度についてみると、「身についている(『とても身についている』と『やや身についている』の合算)」では「②他人に対する思いやりや優しさ」が 83.9%と最も高く、「身についていない(『あまり身についていない』と『まったく身についていない』の合算)」では「③実際の場面で使える英語力」「⑨論理的にものを考える力」が 70.1%と最も高くなっています。



◆ 必要性和身についているかどうかの関係性 [教職員]

必要性和身についているかどうかの関係性をみると、タイプⅣである『身についてなく、必要性は高い』ものは、「②自ら学ぼうとする意欲」「⑧生き方や進路について考える力」「⑩自分の考えを表現する力」「⑭人間関係を築く力」「⑰ものごとをやりとげるねばり強さ」となっています。

必要性×身についている



タイプⅠ〈身についていて、必要性は低い〉			タイプⅢ〈身についてなく、必要性も低い〉		
タイプⅡ〈身についていて、必要性も高い〉			タイプⅣ〈身についてなく、必要性は高い〉		
1	教科の基礎的な学力	Ⅱ	14	人間関係を築く力	Ⅳ
2	自ら学ぼうとする意欲	Ⅳ	15	社会で役立とうとする心や公共心	Ⅱ
3	実際の場面で使える英語力	Ⅲ	16	郷土や国を愛する心	Ⅰ
4	インターネットを活用する力	Ⅰ	17	ものごとをやりとげるねばり強さ	Ⅳ
5	音楽・美術など芸術面の能力や情操	Ⅲ	18	社会生活に必要な常識	Ⅱ
6	体力や運動能力	Ⅰ	19	基本的な生活習慣	Ⅱ
7	自分の健康を管理する力	Ⅱ	20	幅広い知識と教養	Ⅲ
8	生き方や進路について考える力	Ⅳ	21	自立心や自主性、積極性	Ⅲ
9	論理的にものを考える力	Ⅲ	22	他人に対する思いやりや優しさ	Ⅱ
10	自分の考えを表現する力	Ⅳ	23	他者や異質なものに対する理解や寛容さ	Ⅱ
11	ものごとを計画的に行う力	Ⅲ	24	生命や自然、環境を大切にする心	Ⅰ
12	新しいものを生み出す創造的な力	Ⅲ	25	言葉づかい、礼節、マナー	Ⅱ
13	善悪を判断する力	Ⅱ	26	郷土の歴史や文化についての理解	Ⅰ

第3章 本町の目指す教育

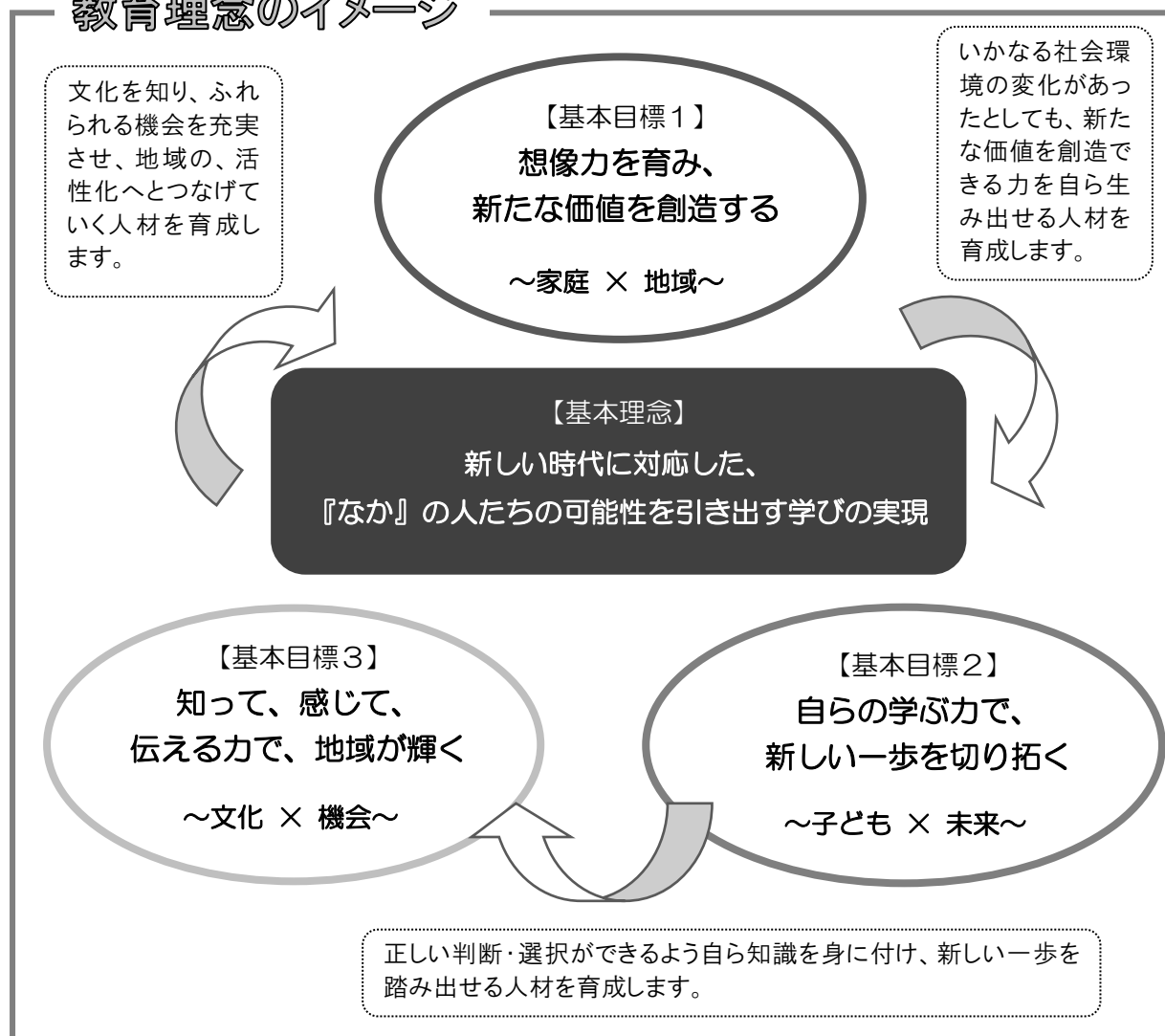
1. 町の教育理念

住民一人ひとりが主体的に知恵と力を存分に発揮したまちづくりを目指すために、その中心的な政策のひとつである教育行政を展開する上での基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

新しい時代に対応した、
『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現

教育理念のイメージ



注釈：基本目標にある「×（掛ける）」は、それぞれの要素を掛け合わせることで、基本施策をより効果的に展開していくための視点として記載しています。

2. 基本目標

基本理念に則し、町の将来像の実現に向けた人材を育てるための目標を次のように定めます。

1 想像力を育み、新たな価値を創造する～家庭×地域～

幼少期から自らの想像力を育むことで、周りへの思いやり、また、自らを思いやる心を育てます。アンケート結果からも、子どもに望む将来像として、「まわりの人への思いやりがある人」が最も高く、また、学習活動以外で重点的に取り組むべきものとして「コミュニケーション能力の育成」が最も高くなっています。「思いやる心」は多様性を認め合う社会へとつながり、将来的に、いかなる社会環境の変化があつたとしても、新たな価値を創造できる力を自ら生み出していくものです。

2 自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く～子ども×未来～

社会がめまぐるしく変化する現在、ICT 環境整備が求められると同時に、デジタル化が急速に進行しています。このような時代だからこそ、自ら学び・判断する力を幼少期から身に付け、与えられた未来(将来)ではなく、自分で次の一歩を選択できる力を身に付ける必要があります。インターネットをはじめ、大量に情報があふれる現代社会だからこそ、情報に惑わされることなく、正しい判断・選択ができるよう自ら知識を身に付け、新しい一歩を踏み出すことが重要です。

3 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～

アンケート結果からも、本町の文化・芸術活動を充実させるために必要な取り組みとして「文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。自らが文化を知り、ふれられる機会を充実させることで、中(自ら・本町から)から外(周囲・町外)へ本町の魅力を発信し、地域の魅力付け、活性化へとつながっていくことが期待されています。

3. 施策体系

<基本理念><基本目標>

<基本的方向>

<主な事業>

新しい時代に対応した、『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現	【1】 想像力を育み、新たな価値を創造する 家庭×地域	1	学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	●ゲストティーチャーの充実・活用 ●PTAとの連携強化 ●学校運営体制の充実 ●施設開放の推進	●家庭の教育力の向上支援 ●青少年健全育成の推進 ●放課後子どもクラブの充実 ●教育委員会活動の充実
		2	将来の教育環境のあり方の検討	●将来的な学校施設のあり方の研究 ●教育施設・設備の充実 ●小中一貫教育の推進 ●充実	●那賀高校との連携強化 ●就学援助の周知 ●通学対策の充実 ●給食施設の効率的な運営
		3	人権教育の推進	●指導者の育成 ●人権啓発事業の推進	●男女共同参画の推進体制の構築 ●男女共同参画推進事業の推進
	【2】 自らの学び力で、新しい一歩を切り拓く 子ども×未来	1	幼児教育の振興	●幼児教育の充実 ●質の高い教育・保育の確保	●保幼小（保育・幼児教育・小学校教育）の連携・接続の推進 ●安全管理の推進 ●幼児教育体制の展望
		2	学校教育の充実	●基礎・基本の学力の定着 ●コミュニケーション能力の向上 ●外国語活動の推進 ●情報教育の充実 ●環境教育の推進 ●道徳教育の推進 ●人権教育の推進 ●ふるさと教育の推進 ●「那賀町を愛する心」の育成	●運動習慣の定着、体力の向上 ●中学校の部活動の活性化 ●食育の推進 ●健康教育の推進 ●社会性の醸成 ●いじめ・不登校対策の推進 ●教職員の指導力向上 ●防災教育、危機管理能力の育成（児童生徒の安全確保）
		3	特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進	●教育支援委員会の充実 ●相談支援体制の充実	●教育的ニーズに応じた支援 ●地域協力体制の確立
	【3】 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く 文化×機会	1	住民の主体的な活動の支援	●指導者の育成 ●学習情報の提供	●団体・サークルの育成 ●学習意欲の喚起
		2	生涯学習機会の創出	●生涯学習プログラムの充実 ●自主講座の拡大	●学習活動と団体活動の連携 ●図書館機能の見直しと充実
		3	運動、スポーツを通じた健康・体力づくりの推進	●運動やスポーツの普及（運動の習慣化の定着） ●運動施設・設備の充実	●新たな運動・スポーツ事業の検討 ●スポーツ団体等への支援
		4	郷土文化の継承と文化活動の活性化	●文化行事の充実 ●文化施設の活用と文化事業の充実（相生森林美術館）	●伝統芸能の保存と継承 ●文化財の保護と活用
		5	生涯学習施設の機能強化	●公民館、体育施設の改修・改築 ●維持管理の適正化	●利用しやすい運営方法の構築

第4章 基本施策

目標1 想像力を育み、新たな価値を創造する～家庭×地域～

目標指標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
放課後子どもクラブを 全授業日に実施している学校数	2 校	4 校
小中一貫教育の学校数	1 校	2 校

◆ 1-1 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

現状 と 課題

本計画の策定にあたって実施した住民意識調査のうち、小・中学生保護者対象のアンケート（以下、保護者アンケートという。）では、家庭と地域のかかわりが弱くなっていると約6割が回答しています。それらの集計結果から地域の教育力を高めるためには、大人が子どもに関心を持ち、活動を共にし、時に注意することが必要だと考えられていることが分かります。子どもたちが健やかに育つためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、協力し合うことが重要だと考えます。

本町では、保護者と教職員が協力して学校教育の振興に努めています。中でも PTA は児童生徒の校外における生活指導や、地域における教育環境を確保する役割を担っています。また、那賀郡 PTA 連合会として球技大会等を開催し、PTA 会員同士の交流も図っています。各校に広報部、研修部、保健体育部、教育安全部等を設置し、人権教育や広報誌の発行のほか、球技大会の開催、体育行事や料理教室、校内美化活動等の共同活動を実施しています。

その他、各教科や総合的な学習の時間、クラブ活動等で、ゲストティーチャー（地域の人が先生として指導）を招いており、地域と連携した教育活動が行われています。また、体育館や運動場等の学校施設を災害時避難施設に指定するとともに、スポーツ少年団等に開放しています。校舎内の利用については防犯上の問題もあるため、今後検討する必要があります。

こうした現状を受け、令和3年度から那賀町コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を実施することから、これまで以上に、地域住民と協働した学校運営が求められています。家庭や地域の教育力を高めるために、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを充実させていきます。

また、現在、放課後子どもクラブをすべての小学校で実施していますが、今後、地域と協力することで、さらなる拡充が期待できます。



子どもたちの教育は、学校・家庭・地域のそれぞれが大切な役割を担っています。そのため、地域社会全体で子どもを育てていくという視点を持つことが重要です。また、近年の子どもを取り巻く課題として、規範意識の希薄化、コミュニケーション能力の低下、インターネットや SNS への依存症等が指摘されており、それらの解決には学校・家庭・地域の連携をより一層強化する必要があります。教育行政に関する情報を積極的に提供し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を補完しあうことで、教育環境の充実に努めます。

■ ゲストティーチャーの充実・活用

- ・地域の伝統・文化への理解を深めるため、地域の有識者や先人の生き方にふれる機会を増やす学習や活動を充実させる。
- ・教育委員会・学校が町内の有識者・各種団体や企業との連携を密にして、教育活動への支援を要請し、ゲストティーチャーの充実を図る。また、必要に応じて、「人材マップ」等の作成を推進する。

■ PTA との連携強化

- ・美化活動や体育的・文化的活動等、保護者と児童生徒、教職員が協働できる活動を計画・実施する。

■ 学校運営体制の充実

- ・「学校評議員」「学校運営協議会」は地域の実情や必要に応じて設置を推進する。
- ・「学校支援地域本部」や PTA は上記を補完する組織として位置付け、相互の連携を図る。

■ 施設開放の推進

- ・図書室や調理室、体育館や講堂等の施設開放を積極的に実施する。
- ・学校施設利用に対する地域ニーズを必要に応じて把握する。

■ 家庭の教育力の向上支援

- ・基本的な生活習慣や家庭学習の充実を図るため、家庭と学校の連携を支援する。
- ・家庭と連携し、「早寝早起き朝ご飯」の普及に取り組むとともに、食育を実施する。
- ・教育委員会で、家庭と認定こども園、小・中学校との連携を深めるため、関係機関との連携を一層図る。

■ 青少年健全育成の推進

- ・青少年相談活動の周知を図る。
- ・街頭補導活動を強化する。
- ・非行の早期発見・指導体制の充実を図る。
- ・青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して推進する。

■放課後子どもクラブの充実

- ・令和2年4月現在、町立各小学校すべての児童を対象に子どもクラブ(子供教室)を実施しているが、全授業日実施に向けて一層の充実を図る。
- ・教育委員会で、各子どもクラブの運営と充実を図る。
- ・安全管理員同士の交流、長期休暇(夏休み)の合同実施等、各子どもクラブの交流を進める。

■ 教育委員会活動の充実

- ・教育委員会が行う、事務管理及び執行状況についての点検・評価を実施する。
- ・上記の結果に関する報告書を作成し、公表する。
- ・各学校の情報をきめ細かく住民に知らせるよう、広報やホームページの充実を小・中学校、那賀高校に要請する。



◆ 1-2

現状
と
課題

将来の教育環境のあり方の検討



本町の現状として、総人口及び0～14 歳についてみると、ともに年々減少しており、小学校までの子どもの人口(0～11 歳)も減少傾向です。

小・中学校では創意工夫による少人数教育を実践していますが、前述のとおり、本町の人口減少に伴い、さらなる児童生徒数の減少が予想される現状において、学校教育の根幹にかかわる最重要課題は、幼児教育と同様、少子化に対応しながら児童生徒にとって適切な教育環境をいかに整えていくか、その環境づくりにあるといえます。

方向性

学校経営が組織的に行われる体制を充実させるとともに、施設・設備等の計画的な整備を図り、適正な学習環境づくりを推進します。

小中一貫教育の9年間を見通した教育課程を編成し、一貫した指導を丁寧に行います。

那賀高校との交流により、地域における学びのさらなる活性化を図ります。



■ 将来的な学校施設のあり方の研究

- ・学校との意見交換を十分に行いながら、検討体制を構築する。
- ・上記体制のもと、学校の適正規模・適正配置、通学区域、通学手段、施設の効率的な維持管理等について協議を行う。

■ 教育施設・設備の充実

- ・施設台帳を基に、老朽化度合いや、修繕履歴を記した施設カルテを作成し、改修の緊急性や必要性を協議する。
- ・地元施設の概況に詳しい分室と連携し、適切な管理体制を再構築する。
- ・学校改修、設備の計画的な更新と非構造部材(天井・照明等)の耐震化を推進する。

■ 小中一貫教育の推進充実

- ・小中一貫教育の推進充実を図る。

■ 那賀高校との連携強化

- ・魅力ある那賀高校の創造を支援する。
- ・那賀菊寮を平成 23 年、竜峰寮を平成 29 年に開設し、自宅からの通学が困難な女子バレーボール部員、男子野球部員及び男子カヌー部員を受け入れている。寮費の補助制度を設け、那賀高校の存続堅持に努めている。
- ・那賀高校、認定こども園、小・中学校の児童生徒同士や、教職員同士の交流を推進する。
- ・那賀高校と地域、団体、企業等の交流と連携を深める。
- ・中高一貫教育の一層の充実を図るため、相乗り入れ授業の実施や各種委員会活動の活性化を図る。

■ 就学援助の周知

- ・各家庭に就学援助制度の周知を継続して実施する。

■ 通学対策の充実

- ・児童生徒の状況に対応して、スクールバス路線を見直す。
- ・スクールバスの効率的な運用を図る。
- ・緊急時・災害時の場合は、状況に応じたスクールバス運行を図る。

■ 給食施設の効率的な運営

- ・給食センター、給食共同調理場の施設の修繕と厨房機器のメンテナンスを実施する。
- ・現在の3施設を2施設に統合する。
- ・統合により運営経費の削減を図る。

◆ 1-3

現状 と 課題

人権教育の推進



本町の人権教育は、那賀町人権教育推進協議会を中心に活動を推進しており、各種団体や会合等での人権啓発グッズの配布や、各小・中学校における児童生徒、保護者、地域住民を対象にした人権教育・人権啓発活動を支援しています。また、婦人会の加盟組織単位に班別婦人学級として要望のある組織に対して、教育委員会の職員による人権講座を随時開催しています。

人権教育にかかる指導者育成の一環として、毎年度、徳島県教育委員会の人権指導者研修会に教育委員会や各種団体の職員を派遣するとともに、各種大会や研修会にも参加しています。しかし、職員の異動や団体の役員改選が定期的にあるために長期的な研修が受けられず、指導者として指導できるまでには至っていないのが現状です。

全国的にみると、今なお、結婚や就職の際の差別や、インターネット上での悪質な差別事件も発生しています。また、障がいや病気に対する偏見、子どもたちの間でのいじめ、高齢者や児童への虐待、企業、組織、地縁団体等での性別による格差といったことも、人権への正しい理解がなされていないことが根底にあると考えられます。

一方、人権尊重への意識は、国内だけでなく国際社会においてもより強く求められています。こうした時代潮流を視野に入れた取り組みが求められる今、潜在的な差別や偏見の意識を解消していくために、住民一人ひとりが人権問題の解決に向けてどれだけ自分の問題として取り組めるかが重要なカギとなります。

方向性

「那賀町人権教育・啓発推進基本計画」や「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」との整合性を図りながら人権教育を推進します。

講演会やワークショップ等の開催により指導者の育成を図ります。各学校においては学校ごとに特色のある研修を実施し、意識啓発に取り組めます。



■ 指導者の育成

- ・町人権推進協議会、教育委員会、町職員を中心とした指導者研修を行い、自分の受け持つ身近な団体から、少しずつ実践を積み重ねていくことに努める。
- ・各校独自の人権教育を支援し、未来の指導者育成に努める。

■ 人権啓発事業の推進

- ・学校における人権教育の一層の推進に資するため、学校単位への事業支援を継続する。
- ・成人に対し、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成、発展させることを目的に町全体の人権大会を開催するよう努める。
- ・「那賀町人権教育・啓発推進基本計画」に従い人権啓発事業を遂行する。人権が尊重されるまちづくりを目指す。
- ・他機関との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する中長期的な事業計画を策定する。

■ 男女共同参画の推進体制の構築

- ・町長部局において包括的な事業推進を要望する。
- ・職場・学校・家庭・地域で、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを行う。

■ 男女共同参画推進事業の推進

- ・男女共同参画社会づくりのため、地域力及び家庭生活向上に向け、人権学習を行い、意識啓発に努める。
- ・男女差別や多様な性のあり方についての学習を行い意識啓発に努める。



目標2 自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く～子ども×未来～

目標指標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
情報教育に関する教職員研修の回数	1 回	5 年間で 10 回
特別支援小委員会の組織づくり	—	組織の設立

◆ 2-1 幼児教育の振興



現状 と 課題

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。特定教育・保育施設において提供する幼児教育及び保育は乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた子どもの生活全体が豊かになるように努めなければなりません。

本町では、乳幼児期の教育・保育を一体化させるため、平成 27 年度に町立保育所と幼稚園を「認定こども園（幼保連携型認定こども園）」へ移行し、認定こども園の所管も実質、町長（保育）部局へ一元化しました。そのため本教育振興計画と合わせ、「那賀町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度策定。現在2期）」においても、関係部局が連携し幼児教育・保育の推進のための取り組みを行っています。

また、令和3年度より、一層の運営体制の一元化を目的として、町内に2類型あった認定こども園をすべて「保育所型認定こども園」へ統一します。

今後、保育の需要と供給との適切な均衡を図りつつ、また全域で進む少子化の状況において、社会的規範や豊かな感受性及び他者とのかかわり方（社会性・コミュニケーション能力・基本的な生活習慣等）を獲得するための機会や環境（集団生活）を提供していくための体制づくりが大きな課題となります。

方向性

平成 29 年3月に改訂された「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨及び内容を踏まえ、幼児教育・保育の推進を図ります。「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」を踏まえ、地域の実態や特色を踏まえた幼児教育振興事業に取り組めます。

■ 幼児教育の充実

- ・教育・保育課程に沿い、子どもの主体性を育むための環境や体験活動を提供する。
- ・生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送るために、食育・体力向上に取り組む。
- ・家庭と連携し、園児一人ひとりの発達に応じた支援を行う。
- ・豊かな自然体験や特色ある地域交流・文化体験を提供する。
- ・子どもの育ちを家庭や地域と共有するため、指導計画やその内容の情報開示を行う。
- ・特別な支援を必要とする幼児及び家庭の、教育的ニーズの把握と情報共有・連携を図る。

■ 質の高い教育・保育の確保

- ・保育教諭等による各種研修の参加や成果発表の機会の保障をし、資質向上を図る。
- ・園内研修等により活動や子どもの姿を振り返ることで、指導計画や指導方法を見直す。
- ・保育教諭等のキャリアアップや施設全体の資質向上のため、目標設定と自己評価を行う。
- ・利用者による評価を定期的実施し、その内容を公表し改善を図る。
- ・第三者評価の導入を進め、教育・保育施設としての健全な機能を保持する。

■ 保幼小（保育・幼児教育・小学校教育）の連携・接続の推進

- ・那賀町園小連携推進協議会を設置し、共通のカリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）を用い、合同研修を年に1回行うことで、施設間の相互理解を深める。
- ・交流活動や相互参観を通じて子どもの姿や学びを共有することで、一人ひとりの発達に応じた支援や指導についての情報交換や考察・研究を行う。
- ・小学校進学時に「認定こども園 園児指導要録」や「個別の指導計画」等により、情報共有と適切な伝達を行う。

■ 安全管理の推進

- ・認定こども園での緊急時の避難計画・対応方針の構築・見直しを行う。
- ・認定こども園での健康対策を行う。
- ・認定こども園での防犯、安全対策を行う。

■ 幼児教育体制の展望

- ・持続的に適切で質の高い幼児教育環境が提供できるよう、地域や組織の状況に合わせた体制構築の見直しを柔軟に行う。
- ・スクールバスの共同利用や保育教諭等の調整・確保について、関係機関と連携を図る。



保護者アンケートの結果では、学習活動以外に重点的に取り組むべきこととして「コミュニケーション能力の育成」「体験学習の充実」「体力向上に関する指導」が挙げられています。また、学校には「子どもの学校での様子を保護者に伝える」「保護者が気軽に質問したり相談したりできるようにする」ことを望んでいます。

これらの結果から、これからの社会をたくましく生きていくための力の基礎を身に付けるという学校本来の役割を果たし、教職員には子ども一人ひとりにより一層真摯に向き合ってほしいといった期待や願いがうかがえます。

世界の社会、経済、技術革新が非常に速いスピードで変化している現代ですが、いつの時代にあっても、子どもたちの「心、体、学力」を健やかに育てることは、国や地方自治体に課せられた大きな使命のひとつです。

そして、人格の最初の形成期といえる学齢期において、生きていく上での基礎的・基本的な知識と技能、思考力、判断力、表現力、道徳的価値、健康・体力を身に付け、自らの個性を自ら磨く力を付けることが学校教育の重要な役割であり、保護者もそれを期待しています。

本町の学校教育の現状は、確かな学力の育成に向けて、通常授業のほか、長期休みを利用した夏期補習学習等を実践しています。また、学校と家庭の連携による基本的な生活習慣の定着に取り組んでおり、PTA 総会時での「家庭学習の手引き」の配布等によって、各家庭の理解が徐々に進んでいる状況です。さらに、小学校では外国語科・外国語活動が実施され、外国語指導助手(ALT)2名が巡回授業を行う等、学習環境の向上を図っています。

豊かな心の育成に向けては、本町の特色を活かしたふるさとを知る活動や体験する活動、創造する活動による「那賀町を愛する心」育成プロジェクトを展開し、大きな成果を挙げています。

健康と体力の育成に向けて、本町は“食育”に力を入れており、各校で食育全体計画を策定し、給食だけでなく授業に食育を取り入れながら、食べることや食材を育てることの大切さを認識し、喜びが得られる体験を通じて児童生徒の豊かな人格を育てる教育を行っています。

その一方で、各学校の児童生徒数の減少により、子ども同士で切磋琢磨する機会が少なくなり、向上心、社会性、コミュニケーション能力を養う機会が不足しがちなこと、クラブ活動や部活動の種目が自由に選択できないことその他、体力や運動能力が低いこと等が指摘されています。

こうした町全体の課題とともに各教科等での指導上の課題を踏まえた上で、それぞれの教育課程において最新の知見と地域の特性との調和を図りながら、安全な環境の中で子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の充実を図っていく必要があります。

高度情報化やグローバル化の進展等、激しく変化する社会で子どもたちが力強く生き抜くためには、「生きる力」を育むことが必要です。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を確実に育成する教育の充実を図ります。

ICT(情報通信技術)を活用した教育を推進し、豊かな語学力、コミュニケーション能力を身に付けた、変化に柔軟に対応できるグローバル人材の育成を目指します。

ふるさと学習を通して、先人への理解を深め、郷土に対する愛着と誇り、伝統文化を大切にする心を養うとともに、新たな時代をたくましく生きる志を持った子どもの育成に努めます。

教職員は児童生徒の実態に応じて、指導方法の工夫を図るとともに、指導力の向上に努めます。

防災教育や避難訓練等を通して安全に生活していくための知識や態度、能力を育てるとともに、地域の避難所として設備の充実を図ります。

■ 基礎・基本の学力の定着

- ・反復、復習や個別指導を通して基礎的な知識や技能の習得に取り組む。
- ・目当ての提示や振り返り学習、ユニバーサルデザインの手法を取り入れ、基礎的・基本的な知識・技能の習得に取り組む。
- ・基礎学力の向上のため、国語力の育成、読書の習慣化の推進、学習内容の確実な習得のための手立ての工夫等、指導の重点化を図る。
- ・全国学力学習状況調査や徳島県ステップアップテストにおける課題分野等を把握・分析し、学習指導の改善・充実を学校経営方針に掲げる。
- ・自ら進んで行う家庭学習の習慣化等、家庭と学校との連携により、基本的な生活習慣・家庭学習の大切さの普及に取り組む。
- ・「主体的な学び」の創造に向け、自ら課題の解決に対する探究的な活動である「課題発見・解決学習」等を推進することにより、教育活動の充実を図る。

■ コミュニケーション能力の向上

- ・言語、制作、描写、音楽、身体活動等を通じて、豊かな表現力とコミュニケーション能力の育成に取り組む。
- ・すべての教科に書く・話す等の言語活動や主体的な学びを取り入れ、表現力やコミュニケーション力の育成に取り組む。
- ・言語活動の充実、豊かな感性が育まれる教育の充実をさらに図る。
- ・社会体験、職場体験の充実を図るとともに、人材マップの充実を図る。
- ・自己表現力と自他を尊重する心を育てること、より良い人間関係を築く力を育成することに重点を置いた話し合い活動を実施する。
- ・小・中学校で主体的・協働的学習活動を取り入れた授業を進める。
- ・タブレット等、新しい情報通信技術を活用し、広く学校間交流を推進する。
- ・国内外への短期留学を実施する。

■ 外国語活動の推進

- ・教育委員会で、指導研修を受けた民間会社の ALT の登用を推進する。
 - ・教育委員会、学校、ALT を交えて効果的な指導方法を検討し、実施する。
 - ・9年間の学びの連続性を踏まえた外国語科への指導・評価の研究と実践を推進する。
-

■ 情報教育の充実

- ・電子黒板、タブレット等の機器やデジタル教科書、情報通信ネットワーク等の適切な活用や、それらを駆使した教材開発や授業づくり等の推進を図る。
 - ・教育委員会で、ICT の特性及び情報機器の活用に関する教職員研修を実施する。
 - ・家庭と連携した情報モラル教育の徹底、情報を「収集し取捨選択する」「活用する」「発信する」力の育成、及び年間指導計画の作成と検証による改善を実施する。
-

■ 環境教育の推進

- ・各校が校区における環境問題について協議し、学校や地域の実態に合わせて環境教育に取り組む。
 - ・エネルギー問題の重要性を勘案し、教育委員会から光熱費等の一層の節約を学校や家庭に呼びかける。
 - ・関係機関や町内で行われる森林保全活動と連携を図り、森林での学習活動を積極的に行い、森林環境保全の意識を高める。
-

■ 道徳教育の推進

- ・福祉施設訪問やボランティア活動、地域の行事への参加等、体験的な学習を通して、道徳的実践力を育てる。
 - ・家庭や地域との連携を深めることによって道徳教育を推進する。
 - ・ふるさとを愛する心や命を大切に作る心、他人を思いやる心等豊かな心を育てることにより、自尊感情や自己有用感の育成に取り組む。
 - ・各校において、学校や地域の実態に合わせて、保護者とのふれあい活動を実施する。
-

■ 人権教育の推進

- ・人権尊重を基盤とする教育を展開できるよう、人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育を推進し、態度化・行動化に結び付く指導の充実を図る。
 - ・学校が中心となり、人権講演会・意見発表会・コンサート・映画等を開催し、町人権推進協議会等との連携の場を充実させる。
 - ・教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付けられるよう、研修の機会の確保や研修内容の充実に努める。
-

■ ふるさと教育の推進

- ・ボランティア活動や自然体験等の体験的活動や地域教材による授業の実践を通して、ふるさとを見つめ、ふるさとに誇りを持つ子どもを育てる。
- ・ふるさとのために自分たちができることを考え、地域に貢献できる子どもを育てる。

■ 「那賀町を愛する心」の育成

- ・「ふるさと学習」の成果として、本町を題材にした作文を書き、ふるさとを深く見つめ、ふるさとへの愛着を持つ子どもを育てる。
 - ・「那賀町を愛する心」少年の主張弁論大会を開催し、ふるさとを愛する心を育てる。
-

■ 運動習慣の定着、体力の向上

- ・体育の授業時数の確保と指導内容の体系化を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質能力を培う。また、教育委員会でスポーツイベントの回数を増やし、質の向上に努める。
 - ・継続して全校児童生徒を対象とした県小・中学校新体力テストを実施・分析し、課題を明らかにして体力の向上を図る。
 - ・県小・中教研体育部会の研究テーマについての研究と実践を行い、成果と課題を明らかにし、運動に親しむ資質や能力の育成、体力の向上、健康の保持増進を図る。
 - ・体育科の目標を踏まえた全体計画や年間計画の作成や改善、実施を行う。
-

■ 中学校の部活動の活性化

- ・個人競技を中心とした部活動への移行、学校間合同チーム編制を協議のうえ検討する。
 - ・小・中・那賀高校での一貫したスポーツ・競技の振興・強化を図る。
 - ・地域のスポーツ指導者と学校との連携を進める。
-

■ 食育の推進

- ・地元企業との連携を進め、学校給食の献立に本町の郷土料理を取り入れる。
 - ・各校が策定する「食育全体計画」に基づき家庭や地域と連携した食育の推進を図る。
 - ・郷土食にふれることのできる学校給食を継続する。
 - ・栄養教諭・学校栄養職員と学校とが緊密に連携し、子どもへの指導とともに、家庭への啓発も行う。
-

■ 健康教育の推進

- ・本町で統一した小・中学校9年間を通した保健調査票を策定し、小・中学校が連携して児童生徒の健康管理に当たる。
 - ・定期健康診断を継続して実施し、児童生徒の健康状態を継続的に把握する。
 - ・学校保健委員会、学校保健連合会の充実を図る。
 - ・成長曲線、運動器検診、色覚検査等を有効に活用するために職員研修を継続して実施する。
 - ・飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育を継続する。
-

■ 社会性の醸成

- ・学校間交流等を工夫し、児童生徒の社会性の育成に取り組む。
 - ・集団宿泊学習の充実を図る。
-

■ いじめ・不登校対策の推進

- ・那賀町青少年健全育成センターにおける少年相談活動の一層の周知を図る。
 - ・不登校やいじめ等の相談に対し、育成センター推進員による支援を継続する。
 - ・巡回相談やカウンセリングの増加を促進する。
 - ・自尊感情・自己有用感の育成を図る。
 - ・家庭や地域との連携を密にする。
-

■ 教職員の指導力向上

- ・全教職員を対象に育成・評価システムを実施する。
 - ・今日の教育課題に応えることができるように、学び続ける教職員の育成と授業力等の資質向上に向けた効果的な研修を実施する。
 - ・学校長が示す学校目標を見据えた個人目標を教職員全員が学校長と面談を行った上で設定し、自己評価を行う。
 - ・教職員の言動によって、教育や学校への信頼が失われる事がないように、教職員の人権意識とコンプライアンス意識の向上を図る。
 - ・教育委員会で、町内の小・中学校に在職する教職員で組織する那賀郡教育会の活動を支援する。
 - ・那賀郡教育会で年度当初に設定した教職員自身の目標・計画の成果を研究論文や実践報告に取りまとめる。
 - ・1年間の教育活動の成果と課題を研究論文や実践報告としてまとめる。
-

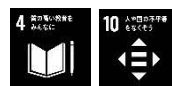
■ 防災教育、危機管理能力の育成（児童生徒の安全確保）

- ・災害の種類に応じた避難訓練を定期的実施する。
 - ・避難所設営や学校再開等についての研修を実施する。
 - ・地域自主防災会や行政と連携を図り、合同避難訓練を実施する。
 - ・避難所となっている学校に防災用品、備蓄食料を配置する。
 - ・危機管理マニュアル（災害、不審者、食中毒、校内事故、感染症等）の定期的な見直しを進める。
-

◆ 2-3

現状 と 課題

特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進



障がいや病気等によって特別な支援の必要な子どもには、個々の発達段階や教育的ニーズに応じて、必要な教育を行っています。

就学前の子どもについては、認定こども園で障がいのある子どもを受け入れています。学齢期を迎えるにあたり、就学に際しては保護者の意向を確認し、本町の教育支援委員会の決定を経て個別の状況に応じた就学指導を行っています。令和2年度現在、小・中学校においては、知的障がい5学級、自閉症・情緒障がい7学級、肢体不自由1学級の特別支援学級を設置しています（小・中学校合計）。

認定こども園や小・中学校においては特別支援教育コーディネーターを任命し、園長・校長を中心に校内支援委員会が設置されています。この委員会において、支援を必要とする子どもたちの継続的な実態把握と具体的な支援方法を検討し、保護者と相談しながら個別の指導計画を作成しています。教職員は特別支援教育に関する研修会に参加し、子ども一人ひとりにきめ細やかな配慮が行えるよう、自らの資質の向上に努めています。

教育委員会では那賀町特別支援教育連携協議会を設置しています。今後、当協議会と町内の関係機関・特別支援学級担当者や各校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図っていくことが重要です。

方向性

特別な支援を必要とする子どもについては、教育相談体制の充実に努める等、一人ひとりにきめ細やかに対応できる体制の強化を図り、保育・教育を通じて、すべての子どもの育ちの連続性を保障する取り組みのさらなる充実に努めます。また、関係機関と連携し支援に努めます。

■ 教育支援委員会の充実

- ・問題の早期発見と改善に努め、児童生徒のより良い教育環境づくりに取り組む。
- ・支援を必要とする子どもたちの、継続的な実態把握と具体的な支援方法の検討を継続する。

■ 相談支援体制の充実

- ・各中学校校区を単位として学校間の連携を密にするとともに、本町全体での情報交換や研修の機会を充実する。
- ・特別支援教育コーディネーター、保健師、教育支援委員会調査員等からなる小委員会の組織づくりを図る。
- ・連携ファイルを活用した就学前から学齢期終了までの一貫した支援体制の強化を図る。

■ 教育的ニーズに応じた支援

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。
- ・巡回相談員や関係機関との連携を図りながら特別支援教育の充実に努める。
- ・「インクルーシブ教育システム」を理解し、障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに教育を受けられる体制づくりを進める。
- ・「個別の教育支援計画」の作成を継続し、より良い支援を行う。
- ・郡内各学校間での交流学習の充実・発展に努める。
- ・保護者、関係機関との連携を図る。
- ・認定こども園、小・中学校 PTA の家庭教育学級等で研修の機会を設定して、地域住民や保護者に対する特別支援教育の啓発に取り組む。
- ・タブレット端末貸与を通して、オンライン学習の充実を進め、学びの保障に努める。

■ 地域協力体制の確立

- ・那賀町特別支援教育連携協議会の定期開催を継続する。

目標3 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～

目標指標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
自主講座数	8 件	12 件
スポーツ教室数	7 件	9 件
農村舞台公演の来場者数	1,300 人	1,500 人



3-1 住民の主体的な活動の支援

現状 と 課題

本計画の策定にあたって実施した住民意識調査のうち、住民対象のアンケート（以下、住民アンケートという。）保護者アンケートの結果をみると、学びたいときに学べるようにするためには「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」「指導者の確保・育成」「講座や教室数の増加」が挙げられています。

これまで、本町の生涯学習活動は、子ども会、青年団、婦人会、文化協会等の団体を中心にそれぞれの活動のひとつとして展開されてきましたが、近年は住民が主体的にグループやサークルをつくり、生涯学習や地域づくり活動を行っています。従来の青年団や婦人会にかわり、住民グループがリーダー的な存在になりつつある状況です。さらに、町（行政）は、町広報誌「広報なか」や那賀町 CATV で、住民に団体の行事等の案内や事業報告を提供しています。

スポーツや芸術文化を含めた生涯学習の推進は、21 世紀の知識基盤社会における地域の活性化にとって重要なテーマのひとつですが、これまではどちらかといえば行政主導で推進してきたため、住民の主体性が発揮できなかった面のあることは否めません。

今後は、「だれでも」「いつでも」「どこでも」活動できる環境づくりに向けて、町（行政）は住民の主体性を支援する役割に徹し、住民や団体の主体的な活動を活性化していくことが何より重要になります。

方向性

誰もが豊かな生き方を実現するためには、生涯にわたって学び、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実が重要です。

関係団体等と協力し活動推進のため助成を充実させるとともに、新規設立団体との連携を図り、幅広く地域のリーダーを育成することに努めます。

また、学習情報の提供を図るとともに、郷土の文化活動の発信を町内外へ広く行える環境づくりに取り組みます。

■ 指導者の育成

- ・少子高齢化による指導者の減少に対し、青年団や婦人会、各種団体等との連携を密にし、研修会や催しを実施し地域のリーダー育成に取り組む。
- ・指導者育成マニュアルの作成等を進める。

■ 学習情報の提供

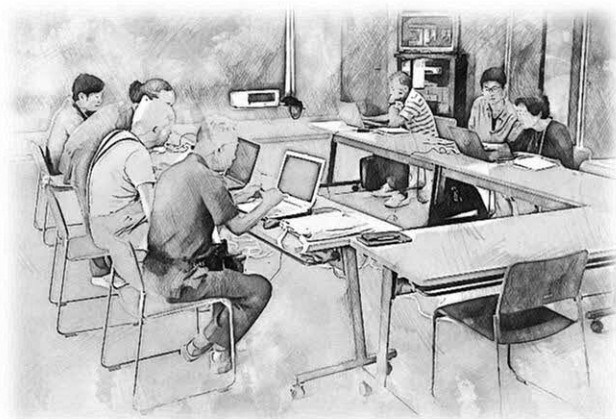
- ・町広報誌、ホームページ、SNS を利用し情報の提供を図る。
- ・インターネットコンテンツを利用し、町内外へ広く情報提供を行える環境づくりを構築する。

■ 団体・サークルの育成

- ・団体同士の共催事業等の企画及び実施を支援する。
- ・各団体の事業計画と成果に基づく適切な費用助成を行う。

■ 学習意欲の喚起

- ・町全体で発表の場の創設を協議のうえ検討する。
- ・他分野(教育、福祉、防災、産業等)との連携を進める。



◆ 3-2

現状 と 課題

生涯学習機会の創出



住民・保護者アンケートの結果では、習い事や学習活動の分野について、経験のある分野は「スポーツ・レクリエーション」と4割以上が回答しています。また今後やってみたい分野として住民では「園芸に関すること」、保護者では「スポーツ・レクリエーション」が挙げられており、住民が参加したくなる学習プログラムを実施することが重要だと考えられます。

本町の生涯学習講座は、住民からの要望を受け講座を開催しており、伝統芸能・文化はもとより、パソコン・スマホ教室等、時代に則したメニューを提供できるよう心がけています。令和2年度は 21 講座(30 教室)を開催し、幅広い年代の住民が参加しています。また、地域性も考慮し、日程や開催場所等、住民が参加しやすい環境づくりにも努めています。

中山間地域において貴重な文化施設に位置付けられる図書館ですが、町内には木頭地区に木頭図書館が1館あります。所蔵資料の貸し出しは貸出冊数 4,800 冊／年、利用者数 1,100 人／年です。さらには、町内の読み聞かせボランティアグループと提携した「お話し会」の開催や閲覧室前ロビーでの展示を行っています。

これらの現状を踏まえ、今後の生涯学習に必要な取り組みは、各地区の生涯学習講座の活性化を図ることと考えます。そのためには、生涯学習講座を初心者教室と位置付け、より専門的な自主講座への発展を促す必要があり、地域コミュニティにある講座等を把握し、自主講座の開設につなげることが課題です。

また、現在の木頭図書館指定管理業務終了に伴い、今後の運営方針を見直した上で、住民の知的好奇心や探究心を高めるため、住民の求める図書館機能の充実を図ることも必要です。

方向性

生涯学習を推進する体制の充実を図るとともに、町民の学習の需要に応えられる環境づくりを目指します。

また、図書館機能の見直しと充実、スムーズな情報提供等を通しての図書館の利用啓発を図ります。



■ 生涯学習プログラムの充実

- ・教育委員会で住民の学習ニーズの定期的な把握を行う。
- ・生涯学習と高齢者中心の「生きがい教室」との事業目的の精査を行い、再編を進め生涯学習の目的達成を図る。
- ・誰もが参加しやすい講座の開催に努める。
- ・一定の講座謝礼金に関しては統一されたが、講座の難易度、開催時間を十分勘案し謝礼金の決定を行う。
- ・少人数教室の在り方について検討を進める。

■ 自主講座の拡大

- ・自主講座の設立と運営への支援を行う。
- ・地域づくりやまちづくりに貢献できる機会の創設に、住民と協力して取り組む。

■ 学習活動と団体活動の連携

- ・生涯学習講座と文化協会等との連携強化(共生)を図る。

■ 図書館機能の見直しと充実

- ・木頭図書館の蔵書の充実を図る。
- ・図書館としての情報提供の充実を図る。
- ・図書館主催の読書会により今後も交流を図る。
- ・職員の自己啓発と、適切なレファレンスサービスを可能にする職員体制の充実を図る。
- ・図書室機能の充実を図る。



◆ 3-3

現状 と 課題

運動、スポーツを通じた健康・体力づくりの推進



本町の高齢化率は約5割となり、場所によっては6割を超える地域もある等少子高齢化が急激に進んでいます。そのような状況で、スポーツやレクリエーション活動がもたらす役割は重要であると考えています。

近年、スポーツ庁が実施した調査によると子どもたちの体力が低下していることが報告されています。家庭用ゲーム機等の普及により、以前に比べて屋外で遊ぶ子どもが少なくなったこと等が主な原因として考えられています。このようなことから町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、年齢や性別・障がいの有無を問わず、スポーツやレクリエーション活動を「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的に参画できる環境づくりが求められています。

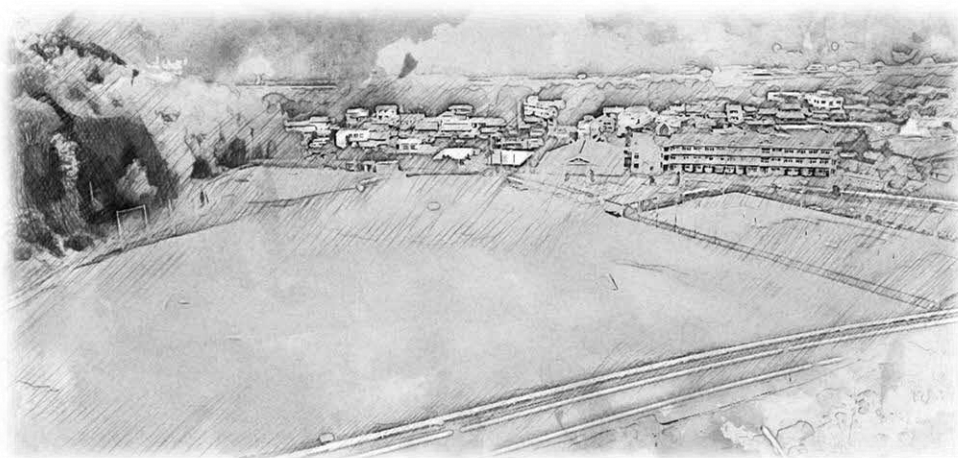
現在、総合型地域スポーツクラブ（那賀よしクラブ）では、ポールストレッチやヨガを中心としたスポーツ教室を実施していますが、まだ本町には、誰もが気軽に参加できるような社会体育事業が少ないのが実情です。住民アンケート調査の結果によると、今後望むスポーツに関する教室や講座については、健康・体力づくり講座が70%を超えていることから、那賀よしクラブや体育協会等と連携し、誰もが気軽に参加できる健康・体力づくりに関する講座の提供を目指します。

また本町は、東京オリンピックにおけるドイツカヌー代表チームの事前キャンプ地やワールドマスターゲームズ2021 関西カヌースラローム競技開催地となっていることから、トップレベルの競技者や生涯現役のスポーツ愛好家を間近に感じる絶好の機会と捉え、スポーツを通じた元気なまちづくりを目指します。

方向性

町民がスポーツに親しみ、楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動、各種スポーツ大会等の充実を図ります。

また、本町の事業やスポーツ関係団体が実施する事業等の情報提供に努めます。



■ 運動やスポーツの普及（運動の習慣化の定着）

- ・スポーツ推進委員や体育協会等と連携して各種スポーツイベントの実施を検討する。
- ・子どもの体力向上のため定期的な体力テストの実施を検討する。
- ・生涯にわたるスポーツ、年齢に応じたスポーツの普及と定着のため、気軽に参加できるスポーツ教室を開催する。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ指導員の育成を図る。

■ 運動施設・設備の充実

- ・多くの町民が利用できる機能を備えるため、既存施設の統廃合を含め計画的な改修と設備の充実を図る。
- ・鷺敷体育館の老朽化のため、町民スポーツ活動の拠点となる那賀町総合体育館の新築を行う。

■ 新たな運動・スポーツ事業の検討

- ・本町に定着するイベントの開催を検討する。

■ スポーツ団体等への支援

- ・各スポーツ団体の活動を支援し、全町的なスポーツ機運の向上と活動の活性化を図る。



◆ 3-4

現状 と 課題

郷土文化の継承と文化活動の活性化



住民・保護者アンケートの結果では、那賀町の文化・芸術活動をより充実させていくためには「住民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が必要という回答が約6割となっています。

文化活動の現状をみると、鷲敷・相生・上那賀・木頭地区において、各支部の文化協会を中心として文化祭等を開催しています。また、住民から俳句や短歌等の作品を集め、文芸誌「なか文芸」を毎年発刊しており、令和2年度で第16集となります。平成5年11月に開館した相生森林美術館は、木彫と木版画を収蔵する徳島県内では唯一の町立美術館であり、展覧会事業（常設展、企画展）、教育普及事業（講座等）、作品収集・保存事業の3事業が柱となっています。令和元年度は9,000人を超える利用（交流館利用、普及事業参加者含）があり、開館以来の累計は30万人を超えています。また、令和元年度に行った調査では8割近くがリピーターであり、県内において相生森林美術館の存在が定着していると考えられます。

伝統芸能活動の現状をみると、本町は江戸時代から続く人形浄瑠璃が非常に盛んであった地域で、現存する徳島県の農村舞台の約半数は本町のものであります。令和元年度現在、6棟（北川舞台、坂州農村舞台、拝宮農村舞台、辺川神社農村舞台、八面神社農村舞台、鎌瀬農村舞台）で舞台公演が行われています。中でも木沢地区の坂州農村舞台は国の有形文化財の指定を受けており、人形浄瑠璃の保存と継承のため、木沢芸能振興会や、丹生谷清流座・那賀高校人形浄瑠璃部が活動しています。その一方で、過疎化と高齢化のために農村舞台の維持管理ができず、損傷も激しくなっているものもあります。町内の文化財は、旧町村時代の管理・保管状態のままとなっているものが多く、現状は施設等の損傷の激しい場所を修復しているだけとなっています。

新たな文化財として、平成29年3月に木頭和無田地区の阿波の太布製造技術、令和3年3月に阿波晩茶の製造技術が国の重要無形民俗文化財の指定を受け、衣食住と幅広い分野への広がりを見せています。そのほか、那賀町指定の無形民俗文化財として吹筒煙火・中山盆神踊りがあり、毎年保存会が活動しております。これらも町内外の情報発信等を通して、新たな人材を確保し、技術・文化の保存と継承をしていくことが課題です。芸術、文化、伝統芸能にふれる機会の少なさが住民の関心の低さにつながっていることも考えられることから、できる限り、芸術や文化活動にふれ、親しむ機会を増やすとともに、郷土の祭りや伝統行事の復活に向けて、必要に応じて県内外の専門機関の協力を仰ぎ、積極的に取り組むことが必要です。

方向性

文化祭をはじめとした町民の芸術文化活動を支援します。また、文化事業を関係団体と協働で実施するとともに、文化資源を活用し、文化・芸術にふれられる機会の充実を図ります。

町内の文化財に関する調査を行い、保護・管理を行うとともに、次世代への継承に努めます。町内外に文化的資源を生かした取り組みを発信します。

■ 文化行事の充実

- ・教育委員会が主体となり町内各種団体の連携を強化し、町内全域での行事の開催について協議する。
- ・町民が文化芸術に親しむため、文化行事の拡充を図る。
- ・伝統芸能、伝統文化の継続的な実施を支援する。

■ 文化施設の活用と文化事業の充実（相生森林美術館）

- ・魅力的な展覧会の開催を継続する。
- ・教育普及事業の講座内容の検証を適宜行いながら事業を実施する。
- ・学校教育との連携による活動を積極的に進める。
- ・作品収集事業の予算額を確保する。
- ・施設設備を維持し、計画的な改修を行う。
- ・職員体制の確保を図る。
- ・ふるさと交流館は施設内容の検証を行い、利用拡大に取り組む。
- ・芸術家を招き、講演会等を実施する。
- ・周辺施設や外部団体との連携を推進する。

■ 伝統芸能の保存と継承

- ・各地区及び伝統芸能(踊り等)、伝統工芸等後世に残すべきものを記録化し、保存と継承に努める。
- ・農村舞台公演は、町の文化事業として定着しており、町外また県外からのリピーターも多く、また人形遣いの後継者も育っていることから、舞台公演を継続し、中長期的な計画に基づき農村舞台の保全を図る。
- ・観光協会や観光事業者と連携し、町内にある農村舞台、美しい風景(自然資源)の中での人形浄瑠璃公演等の開催を図る。
- ・丹生谷清流座と那賀高校人形浄瑠璃部を軸とする伝統芸能後継者育成のための支援を積極的に行い、さらなる育成のため小・中学校等において人形等にふれる機会を提供する。
- ・現存する農村舞台保存会の保存支援を継続して行う。

■ 文化財の保護と活用

- ・価値の高い文化財について、特に重要であるものは1ヶ所での集中管理とし、その他は元の場所での管理に努める。
- ・文化財の修繕について、個人所有の物は、所有者との協議・検討を行い対応する。
- ・現存する文化財の保存状態を把握し、文化台帳を整備し適切な管理を行う。
- ・衣食住に関わる伝統技法を掘り起こし、必要に応じて文化財指定に取り組む。
- ・各文化財に関する案内ボランティア育成講座を開講する。
- ・県内外、国内外に向けたPRの充実を図る。

◆ 3-5

現状 と 課題

生涯学習施設の機能強化



令和2年度現在、公民館は第1種が 11 施設、第2種が 10 施設あります。体育施設は、体育館、プール、グラウンド、テニスコート、柔剣道場、艇庫が設置されています。公民館、社会体育施設の多くは、設置から 4、50 年が経過しており、施設の維持修繕や備品の更新が年々増加しています。また、耐震工事の必要な施設は第1種公民館で7館、体育施設で4施設となっています。

グラウンドについては、部活動やスポーツ少年団、体育協会等が使用しているところ以外は、整備が行き届いていません。こうした現状を鑑み、住民の様々な活動の拠点となる公民館と体育施設の計画的な整備と管理体制の再構築を進める必要があります。

方向性

学習を通じた仲間づくりや、学習の成果を地域のまちづくり活動に生かすためには、地域住民の学習活動の中心である公民館の活性化が重要です。施設の改修・改築を行い、安心・安全で快適に利用できる環境の整備を推進します。

また、公共施設の予約システムを適切に管理・運営し、公平性・利便性の維持・向上に努めます。

主な 事業

■ 公民館、体育施設の改修・改築

- ・耐震診断未実施のスポーツ施設については、施設の統廃合等、必要性を十分に検討し、必要と認められた施設については耐震診断を実施するとともに改修を行う。
- ・老朽化による施設の維持修繕については、適宜修繕を行い、大規模改修となる施設は利用実績や地域性を勘案し、計画的かつ効率的に行う。
- ・体育施設(体育館等)の耐震診断について財政当局と相談し改修、新設を実施する。
- ・那賀町総合体育館の新築を行う。

■ 維持管理の適正化

- ・各施設の管理の在り方、管理費用の見直しについて協議する。

■ 利用しやすい運営方法の構築

- ・利用についての管理を徹底し、二重予約等のトラブルが発生しないよう、予約、受付業務を改善する。
- ・広報やホームページを利用し、使用手続きや料金について一般利用者への周知を図る。

第5章 推進体制

1. 全町による施策の推進

那賀町教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。

国・県をはじめ、庁外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見を生かし、より質の高い教育行政に努めます。

2. 評価の実施・計画の見直し

毎年度、本計画の進捗状況、施策の効果・成果・課題を検証し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本計画の効果的な進行に努めます。

推進計画(前期計画)が完了する令和7年度に前期5年間の総合的な評価と新たな課題を検証し、推進計画(後期計画)を策定します。

3. 学校・家庭・地域の協力と連携

家庭、地域、関係する組織や団体がそれぞれの役割を果たしながら、相互の協力と連携によって施策・事業を推進します。

そのためには本計画の進捗状況、教育委員会の方針、学校の運営状況等、教育行政に関する情報を積極的に提供し、学校・家庭・地域との情報の共有化を図ります。



1. 那賀町教育委員会告示（2.5）要綱公布

那賀町教育委員会告示 第8号

那賀町教育振興計画策定委員会設置要綱をここに公布する。

令和2年5月29日

那賀町教育委員会教育長 岡 川 雅 裕

那賀町教育委員会告示第1号

那賀町教育振興計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく、那賀町教育振興

計画を策定するため、那賀町教育振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるほか、計画策定のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者

- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 策定委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、那賀町教育委員会事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

2. 那賀町教育振興計画 策定経過

日時	内容
令和2年8月28日	第1回 策定委員会 開催（諮問）
令和2年9月28日 ～10月15日	「住民・保護者アンケート調査」 実施
令和2年11月25日	第2回 策定委員会 開催
令和2年12月7日 ～12月18日	教職員ヒアリング 実施
令和2年12月9日 ～12月18日	団体ヒアリング 実施
令和3年2月1日	第3回 策定委員会 開催
令和3年2月25日	第4回 策定委員会 開催（答申）
令和3年3月	那賀町第2次教育振興計画 策定

3. 那賀町（第二次）教育振興計画策定委員会 委員名簿

順不同・敬称略

所属等	氏 名	職名等
学 識 経 験 者	藤 井 伊佐子	鳴門教育大学 特命教授
議 会	連 記 かよ子	総務文教常任委員会 委員長
議 会	田 村 信 幸	総務文教常任委員会 副委員長
学 校 長	西 田 真 典	小学校校長会会長（鷺敷小学校長）
学 校 長	谷 浩 行	中学校校長会会長（木頭中学校長）
学 校 長	乾 修 治	那賀高等学校長
退 職 者 校 長 会	山 崎 正	那賀郡退職者校長会 代表
民 生 児 童 委 員	大 西 英 雄	民生児童委員連絡協議会 会長
文 化 協 会	吉 田 行 雄	文化協会 会長
体 育 協 会	下 司 理	体育協会 会長
人権教育推進協議会	生 杉 孝 晴	人権教育推進協議会 会長
婦 人 会	西 口 瑞 栄	婦人会 会長
保 護 者	樫 谷 将 志	PTA 連合会 会長（相生中学校会長）
町 長 部 局	佐々野 嘉 代	すこやか子育て課長
教 育 長	岡 川 雅 裕	那賀町教育委員会教育長

徳島県 那賀町

那賀町第2次教育振興計画

発行年月： 令和3年3月

発 行： 徳島県 那賀町

編 集： 那賀町教育委員会

住 所： 〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

電 話： 0884-62-1121

F A X: 0885-62-1195
